

第八十二回国会 衆議院 科学技術振興対策特別委員会 議事録 第三号

昭和五十二年十月二十六日(水曜日)

午前十時十一分開議

出席委員

委員長 岡本 富夫君

理事 木野 晴夫君

理事 中村 弘海君

理事 石野 久男君

理事 貝沼 次郎君

伊藤宗一郎君

玉沢徳一郎君

原田昇左右君

渡辺 栄一君

上坂 昇君

古寺 宏君

津川 武一君

出席国務大臣

国務大臣

(科学技術庁長官)

出席政府委員

科学技術庁長官

官房長

科学技術庁振興

局長

科学技術庁原子

力局長

科学技術庁原子

力安全局長

委員外の出席者

運輸省船舶局首

席船舶検査官

参考人

(日本原子力船

開発事業団理事

長)

参考人

(日本原子力船

開発事業団専務

理事)

倉本 昌昭君

島居辰次郎君

委員の異動

十月二十六日

辞任

近江巳記夫君

瀬崎 博義君

同日

辞任

古寺 宏君

津川 武一君

補欠選任

古寺 宏君

津川 武一君

補欠選任

近江巳記夫君

瀬崎 博義君

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、第八十回国会閣法第一二二号)

○岡本委員長 これより会議を開きます。

第八十回国会、内閣提出、日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案につきましては、第八十回国会におきましてすでに趣旨説明を聴取いたしておりますので、これを省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡本委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○岡本委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、本日参考人として日本原子力船開発事業団理事長島居辰次郎君、及び同専務理事倉本昌昭君から意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡本委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○岡本委員長 質疑に入りまして、

質疑の申し出があります。順次これを許します。

○石野委員 長官にお尋ねします。

きょうは政府が設定している「原子力の日」ということですが、このときに原子力船事業団法の審議ということになりますと、わが党としては、これはもうすでに法案はないというたてまえをとってきつておるし、船は廃船にすべきだということたてまえをとつておるの、余りこういう質問は気が進まないのです。しかし、原子力問題は非常に重要で、また聞くところによると、日本学術会議が秋の総会で、原子力に余り事故が多過ぎるのじゃないか、だからこのことについて原子力安全性情報センターの設置というようなことを政府に勧告するやうなことも聞いております。長官は、原子力行政について学術会議からこういうような問題提起が行われることをどういうふううに受けとめておられるか。そしてまた、そういうものが出てきた場合に、これはもう仮定の問題とか何かじやなしに、現実に学術会議がこれをやろうとしておるし、またわれわれもそういうことは当然だと思ひますが、それを具体的にどういうふううに受けとめ、対処するおつもりでいらっしゃるか、この際、所見をひとつお聞かせ願ひたい。

○宇野国務大臣 私いま御指摘の点に関しましては、まだ詳細承つておりません。しかし、検討

されておるといふことは聞いておるような次第でございます。現在、政府といたしましては、もちろん原子力の安全性確立を図りまして、いわゆる安全行政に対する国民の信頼を得なければならぬ、そういう信頼関係を確立しなければならぬ、これが言うならば原子力開発の大きなキーポイントであらう、これはしばしば申し上げておりますので、したがって、いろいろな方々の御意見に對しましては耳を傾けて、そしてより一層安全体制をいろいろと具体化し得るものは具体化していけばよい、こういう考え方でございます。

○石野委員 行政上の問題もそうでありますが、率直に言ひまして、科学技術としての原子力は、政治の場だけでなしに学問の場においてもあるいは経済性の側面におきまして、技術的な面から言ひましても、まだまだ問題を多く残しておると思ひます。いま長官から御答弁ありましたように、学術会議が真剣に考へて持ち込んでくる問題提起については、積極的にひとつ取り組んでいただくということが非常に大切であらう、こう思ひますので、私は長官からもう一度そういうものについての御所見だけをばつきり聞かしておいてもらいたい。

○宇野国務大臣 学術会議からそうしたものが正規に出ました場合には、政府といたしましては当然それに対して慎重な態度で臨む、なおかつ、その御意見をたつとぶべきであらうと考えております。

○石野委員 原子力船事業団法の延長ということについてのいま上程されておる法案は、われわれにとつていろいろな問題を提起しました。私はこの際お尋ねしたいのですが、延長法案でございませうけれども、政府はこの事業団法の延長をすれば「むつ」が引き起こした問題はそれで十分解決し得るといふ見解に立つておられるのかどうか、あ

るいはまた、この事業団法を延長することによって基本的には何を解決しようというふうにお考えになつていられるのか。それがたとえば船の構造の問題だとか炉の問題だとか、先ほど言いましたように、単に修理さえすればすべて解決してしまふんだというふうにお考えになつておられるのか、その点をひとつ長官から御所見を承つておきたい。

それからなお、この問題については、事業団の島居理事長もおいでになつておりますので所見も承りたいし、直接それを監督なさつておる運輸省の方はどういふように見ておられるか、その点もひとつそれぞれ所見を承りたい。

○宇野国務大臣 原子力船「むつ」の事業団法に關しましては、やはり将来原子力船時代をわが国としても迎へなければならぬ。そのためには貴重な第一ページである。だから速やかに修繕を施し、なおかつ出力テスト等々、実験航海によつていろいろな実験をして、そして貴重なデータを得たい、それを実用化のために十二分に活用したい。このためにお願ひをいたしておるわけでございませう。

しかも、そのために事業団に積極的に参加し、そして奉職をしていく人たちにとりましても、いままで時限立法でありましたから、いささか不安の念を与えてきたかもしれませんが、やはりそうした時代を日本にあす迎へなければならぬといふことになれば、事業団に入つていただいておる方々の士氣も政府としては阻害さしては行けない、やはり大いに士氣を鼓舞しなくちゃいけない。おれたちががすを担うんだ、開くんだ、こういう氣持ちで、かつ、いまあの船の中でがんばつていく人々たちもおれば、また事業団でがんばつていく人々たちもおられますから、さような意味でひとつぜひとも早く御審議のほどをということをお願いいたしておるような次第でございませう。

第二番目は、もちろんいろいろこの「むつ」に關しましてはトラブルがございました。そうした面におきましては政府は謙虚に反省をいたしま

して、その結果、幾つかの面におきましてもそれを行行政面に生かそうというので、たとえば先国会から御審議をお願いいたしております安全委員会の新設などは、言うならばそうした反省から生まれた大きな一つの行政的改革ではなからうか、かように私は存じております。したがって、「むつ」に絡みましてはそういうふうな面が大きく生かされてきておるわけでございませう、あくまでもあすの原子力船時代を迎へたい、そしてガソリンというものは極力国民の必要とするところにお回ししたい、ガソリンにかわり得る場面は極力原子力であつていきたい、こういうふうな氣持ちからでございませう。

○島居参考人 大体の政策のようなことはいま大臣からお話がございました。

それで、御存じのように、放射線漏れ以後大山委員会の報告書も出ました。私もその後、その翌年理事長以下全部役員は一新されました。新しい陣容でもつてわれわれは取り組んでおるわけでございませう。それで責任体制も明確にすることにいたしました。また技術の問題もいろいろ問題にされましたので、技術の蓄積を図るような措置もやりました。また団内に安全性の専門部会もつくりましたし、また遮蔽専門部会もつくりまして、人員その他、そういうふうな面で張り切つてやつていこうとしておるわけでございませうので、どうかひとつ法律問題をよろしく通していただきたいと存じておるわけでございませう。

○赤岩説明員 「むつ」の開発の目的は、原子力船の建造経験を得ることと同時に、実験航海を行ひまして諸試験を行つて、いろいろの経験、蓄積を積むということでございます。その蓄積が将来の実用船に反映されて、必要なデータがその実験航海等から得られるということでございます。わが国は御承知のように、世界有数の造船国、海運国でございますが、世界的に原子力船の開発がかなり進められていくという状況でございますので、運輸省といたしまして、今後の海運、造船業の発展という点のためにも原子力船の開発

に鋭意取り組んでいきたいというふうにお考えである次第でございませう。

○石野委員 いまそれぞれの御所見を承りました、どうも運輸省などは「むつ」のトラブル発生といふ点で、事故発生を正面から受けとめていない。ただもう造船国だから海運界に一日も早く出ていきたいというような意向がそこににじみ出ているのであつて、どうも私もその点では、この運輸省の態度などには納得いかぬものがございます。しかし、ここでもう余り論議をしません。大体は政府の方向がそうであり、そういう意図によつてこの国法延長ということを考えておられるのであつて、国民は、本当に原子力船「むつ」で起きた事故にどう対処するかという点に對する政府の姿勢は必ずしも固まつていないんだというふうにお受けとめませう。非常に残念です。

四者協定がありますが、実行されたものとまだ実行されなぬものとがございます。いま事業団法の延長法案がかかつておるときに、この原子力船「むつ」にかかわる四者協定といふものは現在どのように実行され、そしてまた実行されなぬものに対してどういふふうに対処しようとしておられるのか、この点をひとつお答えいただきたい。特に母港の問題についてはどういふふうにお考えになつておられるか、所見を承つておきたい。

○宇野国務大臣 四者協定に關しましてはいま仰せのとおりでございます。実は入り口の方の長崎の事情は御承知のところでございますから、そうしたそれぞれ市並に県会の御意見は違ひますが、もし仮にそれを満たすとするのならばやはり出口である青森におきましてもいろいろお願いをしなくてはならないことがある、こういうふうなことでは、実はほんぜんとして日が過ぎておるようでございますが、その間、われわれといたしましては、両者に対してはいろいろとその間の事情も御説明申し上げまして、速やかにそうしたことが実行できるような体制をとるべく今日まで鋭意努力してきたところでございませう。

その間の経緯をいたしましては、委員会におき

まして核燃料体そのものに関する安全性、さらにこれをきわめていただいて、その答えも出た次第でございますが、たまたま青森におきましては、むつ市におきまして市長選挙もございました。だから、われわれ科技庁といたしましては、そうした市長選挙に對しましてあくまで中立を守つていかなければならない、こういうふうなことで、厳に中立を私たちは守らしていただいた、かように存する次第でございますが、その結果、河野さんが四者協定とは内容的にも異なる公約をなさいます、そしてそれが市民の方々の御支援を受けたという段階でございませう。したがって、こうした事実をも私たちは厳肅にやはり選挙のことでございませうから受けとめなければならぬ、かように存じておりますが、しかしやはり青森県知事並びに漁連、こうした方々の御意見も非常に必要なことであります。なかならず「むつ」のかぎは知事が預かつておられるというのでございませうから、やはり知事が自分の県下においてこういうふうな選挙の結果どういふふうにお考えであらうか、また今後どういふふうなお氣持ちでおられるのか等々も私は伺いたい、こういうふうな思つておりますので、まだ実のところはそうした機会を正式に得ておりません。したがって、近く知事さんにはさような意味で一度まずお目にかかつていろいろとお話を伺いたいものである。もちろん、いま御指摘の四者協定は、まだ履行しておらない面に關しましては私は深甚のおわびを申しながら、決して政府が怠慢でないというゆゑんもあわせて御説明申し上げたい、こういうふうにお考えとおるとございませう。

○山野政府委員 ただいま大臣から御答弁申し上げましたことに関連しまして、御質問の細かい点につきまして補足申し上げます。

四者協定の中身につきましては、御案内のように、一つは定係港にかかわる事項、二つ目には地元対策並びに漁業対策にかかわる事項、さらに三つ目には原子力船「むつ」の安全監視委員会にかかわる事項と、三つ大きな項目があるわけでござ

○宇野国務大臣　そうした問題に關しましては、

ざいます。なおかつ、私が申し上げたいのは、や

いて地元での問題があるわけですから、軽々に扱

ですから、したがって五十二年の段階の計画線、

たとえばソフトウェア点検の場合では、改良設計、設計再評価、事故解析、これらはこれに即して進んでおるかどうかが、あるいはハードウェア点検の場合、機能確認試験とかあるいは機器の点検などはどういうふうになっているかということをお聞かせ願いたい。

○倉本参考人 一応これは現在の予定、計画でございまして、実際ソフトウェアの点検につきましては、現在まだ進行中という段階でございまして、まだ手をつけておられないものもございまして、それからハードの方の点検でございまして、これは現在具体的にどういうようなマニュアルでこれを行うかということについてのマニュアルづくりをやっておる段階でございまして、実際のハードの点検というところへまだいっておりません。

○石野委員 この計画なり、あるいは大山委員会では指し示されておるところの「むつ」総点検あるいは修理に対しての問題で、特に私ははつきりわかりませんが、ここに示されております遮蔽改修案というものの格納容器上部遮蔽ですね。これはどういう仕事なんですか。簡単にひとつ説明していただけないか。

○倉本参考人 現在私どもの方で計画いたしておりますのは、この圧力容器の上部の方の遮蔽改修につきましては、この圧力容器の上部にふた部遮蔽というものを新しく追加するというのを考えております。それからなお、そこにございまして遮蔽コンクリートにつきましては、現在鉄リング等もございまして、こういったものは撤去をいたしまして、そのコンクリートも蛇紋コンクリートにかえるという計画を持っております。それからまた、この格納容器の上部遮蔽につきましては、現在鉛とポリエチレンを使っておりますが、これを撤去いたしましてコンクリートにかえるということをお計画いたしております。

○石野委員 このいわゆる鉛となにかをえてコンクリートにするんだというやつは、この図によりますと、ものすごい厚いものになりますね。大体設計図の厚さはこれに比例した厚さになっている

わけですね。これは相当重量も重いものと聞いておりますが、実際には設計上の重量はどれくらいになるんですか。

○倉本参考人 この点につきましては、現在詳細設計に着手をしたところでございまして、はつきり具体的にどの程度の数字ということはまだ決まっておりますけれども、おおよその見当では七十センチ程度になるのではなからうかというぐあいに考えております。

○石野委員 重量はどのくらいになりますか。

○倉本参考人 重量は約三百トンから三百五十トン程度ではなからうか、これも一応の推定と申しますか、ラフな見積もりでございまして。

○石野委員 これはまだ詳細設計に入りかけているというわけですか。もう入っているんですか、どっちなんですか。

○倉本参考人 基本設計にちょうど着手したという段階です。

○石野委員 大山委員会から指し示めされている改修の問題では、炉の圧力容器の中における問題点というのは、余り論議されていないのですか。

○倉本参考人 この圧力容器と申しますか、いわゆる炉心の設計でございまして、これにつきましては臨界実験等の結果から見ても、問題はな

いというぐあいに考えております。

○石野委員 あなたの方の見はわかりましたが、そこで、私は時間があるから、最後にひとつお聞きしておきたいのですが、事業団にはいま従業員はどのくらいおりまして、そこでは職員と

か出向とかというものの状況はどういう配置になつておりますか。

○倉本参考人 現在、事業団本部それからむつ事業所並びに本船、大きく三つに分かれておりますが、定員の方は百十七名ということでございますが、現在欠員が一名出ておりますので、百十六名の定員でございまして。

なお、内訳は、本部に六十二名、それからむつ事業所に二十三名、それから本船の方が三十一名という割り振りになっております。これにあと実

際上、団外からの協力員、また非常勤職員等が現在加わっておるわけでございます。

○石野委員 その協力員はどのくらい来ておられますか。どの部署にどういうふうに来ておられるのですか。

○倉本参考人 現在、協力員につきましては、先ほどお話し申し上げました遮蔽の基本設計を行いますために、契約いたしました協力員契約を二十五名ほど一応しておりますが、ただこれは実際に作業が起きたときにその人たちに来てもらうということ、その実績によつて分相金を払っていくという形でございまして、したがって、その仕事の繁忙と申しますか、仕事の山が来たときには多くなるという形でやっております。

○石野委員 だから、山が来たときには多くなるということはわかっておるが、現在どういうふうになつておるかということをお聞いているのです。

○倉本参考人 現在の時点では、技術部に協力員として十六名でございまして。

○石野委員 それは船の方へ来ておるのですか、本部へ来ておるのですか、事業所の方へ来ておるのですか。

○倉本参考人 本部の技術部でございまして。

○石野委員 いまこの諸君に対する労務関係とい

いますか、むしろ給与支払いとかなんとかというものは、予算上根拠というものがなければ非常に困つておるやに聞いておりますけれども、それは具体的にはどういうふうに処置なさつていますか。

○倉本参考人 これはいわゆる事業と申しますか、役務提供という形で契約を一応結んでおるわけでございます。この協力員の経験年数等に

応じて、月幾ら、時間幾らという決め方をいたしておりまして、それに相当した金額を会社の方に払う、実績を見てお払いをしていくという形をとつております。

○石野委員 出向で来ておる役務提供者に対する措置もそうですが、従業員の問題についても、予算措置の問題等について法的に非常にむずかしい

問題が起きているのか起きていないのか、そこらのところをちょっと確かめたい。

○倉本参考人 現在の時点におきまして、定員はふえておらない状況でございまして、その中でできる限りの仕事をいたしておるという状況でございまして。

○石野委員 そういう給与支給や何かについて予算の面で、事業団法というのが実際に浮いて

るわけですから、だからそこを非常に不自由を来しておるのか、あるいはどういう便法を使つておるか、そういうことをちょっと。

○倉本参考人 一応定員として決まっております職員につきま

しての給与については、その予算の方で措置をいたしておるもので、その点については何らの不自由は感じておりません。

○石野委員 役務提供は。

○倉本参考人 役務については、これは事業費の中で極力節約して、やりくりしてやっておりますというところでございまして。

○石野委員 時間が来しましたから、私はこれで終わります。

○岡本委員長 石野君の質疑は終わりました。

次に、日野市朗君。

○日野委員 きょうは島居さんと倉本さん

理事長を拝命してやっております。

それから倉本専務は、運輸省、科学技術庁を経まして事業団に來られたのでありますが、御質問の趣旨は恐らくどういふことが専門かということだと思ひますので、倉本専務理事は造船及び原子力の方が専門でございまして、それを担当しております。

それでよろしくございませうか。ほかの理事はよろしくございませうか。

○日野委員 ほかの理事の方も御専門の領域だけお願いいたします。

○島居参考人 あと、川崎理事でございませうが、この方は東京大学の助教授から東北大学の教授、工学博士でございまして、その後日本原子力研究所に勤務、それから当団においでになりました、これは原子炉が専門でございませう。

次に岸本理事は、これは造船でございまして、石川島播磨重工業からこちらの方へおいでになりました。

それからもう一人の理事の折原理事は、昔のいわゆる神戸高等商船を出まして運輸省に來ておられまして、こちらへ來られまして、これはもっぱら経歴の示すとおり運輸方面の担当でございませう。

以上、ざっと御趣旨の要点だけを申し上げました。

○日野委員 まず日本原子力船開発事業団法、長いから事業団法と呼びますけれども、この事業団法によりまして、事業団の業務については第二十三条に記載がございませう。その中で、原子力船の設計、建造及び運航を行なうこと、それからそこに掲げる業務に関する調査研究を行うこと、これが大きな業務の内容というふうにされてゐるわけでありませう。

それで、ただいまの御説明によりまして、事業団の組織が「むつ」の事故以來大幅に変わったらしいんですが、現在の事業団の組織及び人員が大幅に変わったということは、こういう業務を十分に行つてける、つまり原子力船の設計、建造、

運航、それに伴う調査研究を行うということについて、そういうことを目的として改組がなされたものかどうか、その点について端的に伺ひたいと思ひます。

○島居参考人 先生も、放射線漏れが起きまして大山委員会というものの報告が出ましたので、それをすでにお読みになったかと思うのでございませうが、その中にいままでのいろいろな分析をされて、たとえば責任体制がどうであつたかというふうなことがございませう。そういう報告もございませうので、それを踏まえまして、先ほど申し上げましたように、まず役員の方の一新ということもございまして、そして今度は責任体制を明確にしなければいけないということ、それから事業団に技術の蓄積というものがなければいけない、こういうふうな大きな命題のもとに、それぞれのことを明らかにしたわけにございまして、技術の担当の理事に先ほど申し上げましたようなそれぞれの斯界のエキスパートを責任者として充てました。それから技術部門の再編成をいたしました。

それから、ただ事業団だけでなく、広く関係専門家の意見を聞くために、団内に安全性の専門部会、遮蔽専門部会というふうな部会を設けました。重要な点を挙げますと、以上のとおりでございませう。

○日野委員 私も大山報告書を読ましていただきました。非常に興味深く読んだわけでありませうけれども、その中の一つの大きな柱というのは、あたかも事業団が事務執行機関のような観を呈して、独自に船用炉を開発していくという独自の研究が行われなかつたのではないかと、こういう指摘がございませう。

それで、若干沿革的なことについての質問になつてしまつてわけですが、大山報告書に書いてありますように、研究スタッフが当時の事業団には十分ではなかつた、配置が十分ではなかつたのではないかと、それから配置された責任者、技術者が余りにも交代が激し過ぎたのではなかつたかというふうな点が指摘されてゐるわけでありませうが、

これらの点は現在、過去を振り返つてみてやはり妥当な指摘であるというふうにお考えになりますか。

○島居参考人 現在は、いま申し上げましたように、非常に変わつてきてゐると私は思つておるのでもありますが、なお、当時と比較いたしますと、私も当時おりませんので、倉本専務理事がよく知つてゐると思ひますので、細かいことを答えていただきたいと思ひます。

○倉本参考人 大山委員会の御指摘にございませう。私どももいろいろな反省をいたしておるわけにございませうが、過去におきまして確かに「むつ」の設計、建造、試験という各段階ごとに、その組織、陣容というものを變えてきておつた。したがひまして、設計を行つたその経験者というのは、実際に建造を行うときにはもう出向元に歸つておる、それからまた、建造を行つた時点で、また建造から試験に移行するといふ段階で、試験のときにはその試験の實際に計測とかそういうようなことをやる要員だけになつておつて、實際に設計、建造に携つた人間はおらなかつたというふうなことで、いわゆる技術の蓄積と申しますか、その継続性というものがなかつたという点がやはりございませう。その点については大いに反省をしておるわけにございませう。

ちょうど放射線漏れが起りました直後、この漏れの原因がどこにあるか、またそれについての解析、検討を行うといふ時点におきまして、そういった専門家がおりないといふことのために、原因究明、またその改修のための検討ということを進めるために、改めてまた陣容を整えなければならなかつたということがございませう。

その後、その時点で、やはり現在の事業団の陣容では技術部の方が少のうございませうので、事業団だけではなかなかならないといふことで、原子力研究所、運輸省の船舶技術研究所、また民間の造船会社、あるいは原子力関係の会社といったところと常に協力体制を持つてこれを進めていくといふ形をとつておるわけにございませうが、現在の

主な業務でございませう。遮蔽改修並びに総点検関係の業務を進めるに当たりましては、その技術部の中核となります陣容については極力技術の継続性を持たせていくといふことで、この業務が終了するまでは可能な限り同一の体制でいきたい、こういうことで現在人事等についての配慮を行つておりますし、またこの点につきましては、出向元の絶大なる御協力を仰ぎながら進めておるという状況でございませう。

しかし、この遮蔽改修につきましても、やはりこういう日本として新たな問題でございませうので、研究開発はどうしても実験等が必要になつてまいります。しかし、私どもの方にはそういう設備等もございませうので、遮蔽のモックアップ実験あるいはこの解析等につきましては、先ほど申し上げましたように、原子力研究所あるいは運輸省の船舶技術研究所というふうなところと共同研究という形でやっておりますし、またソフトの解析等につきましては民間の会社との間に委託契約というふうなものを結びまして、そして業務を進めておる。技術部の方の職員がただ漫然と頼みっぱなしでいるといふことではございませう。これらの共同研究の中には私どもの職員も一緒に入つて作業を進めていく、また解析もやっていくといふ体制を現在とつておるわけにございませう。

〔委員長退席、貝沼委員長代理着席〕

○日野委員 いまいろいろ御説明いただいたのですが、確かに、大山報告書でも指摘してゐるように、研究者や技術者が継続的に研究や実験にずつと携われなかつた、いろいろな段階ごとにその担当者がかつてしまつたといふ点に非常に大きな問題があると思ひますが、そういう問題は現在の事業団においても、やはり事業団の性格上これはある程度やむを得ないといふふうにと考えられるのではないでしようか。特に出向で來られる方です、これはずっと事業団の専属的な職員ではありませうから、どうしてもこれは出向元の民間会社なり官庁なり、そういったところの事情がまず

優先するというような状況というのは、事業団が組織を変え、新しい気構えで望むにしても、やはりそこにはある程度やむを得ないという事情がありになるのではないかと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○倉本参考人　先生お話しのように、現在の時点では、まだ事業団法自身もこういういろいろな不安定な状況でございまして、そういう状況がずっと続いておったわけでございまして、その間、出向者また事業団プロパーの職員と申しますか、先はどうなるのかということに対しての不安感というのは否めなないと思います。やはり技術者でございまして、こういう問題ととにかく非常に真剣に取り組んでおりますし、またせつかくここまで来た「むつ」を何とかして物にしていきたいという熱意にみんな燃えておるわけでございます。技術的な熱意が片一方ありますけれども、やはり出向者が大半を占めております。また、この出向者は、余り長くなると出向元へ帰ったときに自分とは一体どうなるのかという意味での不安感というものもございまして、また中には地方から当団へ出向のために地元へ家族を置いたまま来ておるといふ者もございまして。だんだん年数がたちますと子供さんなども上級学校へ進むというようなこともございまして、まあなかなか東京へ出てきて事業団にこれから先骨を埋めていこうということも思い切れないという面で不安定なところというのは感じられております。しかし、皆一生懸命やっておりますことは間違いないと思っております。

○日野委員 もう一つ、これは根本的に事業団の持っている制度上の欠陥ではなからうかなという点について伺いたいです。

やはり大山報告書によりますと、たとえば遮蔽についての実験を行いますね、JRR-4でやっている試験ですが、こういうようなものについても主体性を持ちつつ必要な実験を進めることができなかったのだというようなことが書いてあります。これはもちろん事業団の持っている施設ではないJRR-4でやっているわけですから、当然そ

ういういこともあり得るであらうと思いますし、また、たとえば遮蔽の実験をやるについても、ある程度基本設計をやるに必要最小限度のデータだけをとってしまつて、さらに詳細設計まで進むためには事業団としてはとてもやり切れない。それで勢い業界に任せざるを得ないというような事情が出てくるのではなからうか。

「貝沼委員長代理退席、委員長着席」
そういったことから、いままでいろいろな実験や基礎的な研究をやったノーハウが事業団の財産としてとどまっていけないというようなことは、よくは事業団という一つの制度的な存在の持つ弱点ではなからうかというふうに思うのです。よくは大山報告書を読みながら、どうもそれは事業団がけしからぬなどとはよう言い切らぬわけです。これは制度上のいろいろな問題があるのじやなからうかと考えますが、古いことにもさかのぼって恐縮なんですが、現在の御見解、御感想を率直にひとつ伺いたいと思います。

○倉本参考人 今回の遮蔽改修の問題に関連をいたしまして、私どもの方で遮蔽の模型実験を原研のJRR4を使いまして行ったわけでございます。この実験に当たりましては原研、運輸省の船研、それから私どもの方の間で共同研究契約というものを結びまして、またこの三者の間でこの実験をやるための体制をつくったわけでございます。総括グループと申しまして、実験全体の計画取りまとめをやります総括グループのリダーは事業団の技術部長が担当するという形で進めてまいっております。また実験に参画をしたメンバーがやはり現在やっております遮蔽の基本設計のグループにも五名ほど入っております、またその他の方々にも外部からいろいろ応援を願っておるという状況でございます、また現在遮蔽の基本設計につきましても外部に委託をして設計をしてもらおうということもいろいろ考えたのでございますけれども、やはり実験自身も私どもの方で進めてまいりましたし、またこの遮蔽に使います材料についての試験等も私どもの方で進めてきておるわ

けであります。こういったこともございまして、またこの解析等につきましても私どもの方がこの実験との関連でイニシアチブをとって進めてまいっておりますので、この基本設計自身も事業団が進めていくということで、現在事業団の中に基本設計のプロジェクトをつくりまして、外部からの協力員という、むしろ外部から役務の御協力をいただいて、その事業団の責任の体制のもとでこの設計を進めていくというやり方を現在とおるわけでございます。しかし、現在定員が限られた数でございまして、できるだけそういう事業団自体で進めるとなりますと、やはり人員が必要になってくるということで、現在は協力員という形で進めておるわけでございますが、こういった点でいろいろやりにくい点もございしますが、現在のところ、技術的には私どもの現体制でやれるというぐあいに考えております。

○日野委員 いろいろ御努力なさっておられることはよくわかるのです。ただし、私が聞きたいのは、そういった努力を超えるものもひとつとひとつも必要なのじゃないかという感じがするのです。目いっぱい努力をしても、これはいろいろ努力をしてみましたというこだけではいかぬのであって、これから原子力船を、現在の「むつ」の改修を進めていくというためにはもひとつと人員も必要だだろうし、予算的なものも必要になってくるだろうし、そういった面からいって、どうしても現在の事業団ではもうやり切れないというような感じがが実は私はするわけなのです。これは特に大幅に出向してもらわないと、技術的な点でもうカバーしきれない点があるのではなからうかと思えますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○島居参考人 いろいろいい御意見、お話がございますので、われわれも全く先生に同感なのであります。が、事業団といたしまして、単なる事務というか、遮蔽改修なり安全性をやるだけではななくて、今後の船用炉の開発なりということについて、おっしゃるとおりな研究もまことに必要だと思っております。

○日野委員　現実にこの船舶炉については三菱原子力工業株式会社に頼んで、そしてつくらしたわけなのですが、現在この三菱原子力工業から出向というような形なり、または三菱の方をやめて事業団の方に専属的のという形であり、職員の方派遣がございいますか。

○倉本参考人 三菱の方から定員という方の中で私どもの方へ出向して来ておりますのが、現在二名おります。あと、現在協力員という形で三菱関係から——これは先ほども御説明申し上げましたように、仕事が山がございますとあれでございしますが、現在三菱の方からは最高十三名ほど来てもらえる体制に一応なっております。

それからたゞいまのあれでございますが、三菱重工から二名と、それから三菱原子力工業から一名、三菱関係で三名出向しております。

○日野委員 これは事業団の資産の關係でちよつと伺つておきたいのですけれども、結果的には三菱に発注してできたこの船用炉から放射能漏れが出てきているわけなんですけれども、これについて原因の究明に当たつて三菱原子力工業の方では協力をしてくれておりますか。

○倉本参考人 この原因の究明におきましては、これは事業団また原研、船研等におきましてその実験とあわせてやったわけでございますが、三菱の方からも一応協力はしてもらっております。また、この設計を進めるに当たりまして、先ほどお話し上げましたように、三菱からも役務提供という形で協力をしてもらっております。

○日野委員 これは大山報告書でも指摘をしている。これは大山報告書も非常に遠慮した指摘をなさっておられるのだと思うのですが、ごく短く「三菱原子力工業（株）」は、その意味で、責任があったものと考ええる」という一行ほどの指摘があるのですが、これは民事的な責任を考えてみますと、やはりこれは債務不履行に該当するのではなからうかというふうに考えられるわけなんです。が、事業団としてはこれは債務不履行であれば当然補てん賠償、損害賠償請求権というものが発生したわ

けでありますし、事業団としてもこれはかなりの貴重な財産権であろうと思うわけですが、これについては現在どのように処理されておりますか。

○島居参考人 これはもう先生、御専門ですから、答弁しなくてもいいかと思うのでありますが、いわゆる契約をやりまして、もう私が言うより先生の方がよく御存じと思いますが、民法の五百七十条の瑕疵担保の責任でございますが、御存じのように一年でございますが、当時この契約ではだんだん瑕疵担保の期間を延ばしまして、最後は十八カ月にしておるのであります。それでその十八カ月の期限が、船体と炉と一緒にありますが、四十九年の三月十二日になっております。それで放射線漏れが起きたのが四十九年の九月一日でございますので、これはもうとくに先生御存じのように期限が切れておりまして、いわゆる契約上は何ともしやうがないことに当時なったと思っております。そこで、もうすでに先ほどからいろいろ御質問で答えができておるわけでございますが、契約上はそうであるけれども、三菱として道義的責任なりその他の社会的責任もあるじやなからうか、こういうようなことで、その後三菱といたしましてはわれわれの方にいろいろ人員の派遣なりあるいは今後の遮蔽改修なりについて非常に御協力を申し上げるというふうなことも言っておりますので、そのことについていま現在進んでおる次第でございます。

○日野委員 これは、そこいらの責任が三菱から人の派遣を求めるということよって少し手抜きがあるのではないかというような感じもするのです。これは瑕疵担保責任だと言つてしまえば、確かにそれは瑕疵担保という考え方もとれることはできるのですけれども、これだけの問題が起されば、やはり社会的な責任、道義的な責任とばかり言い切れない。これは三菱原子力工業そのものにとつても信用上の問題でありますし、そこいらを手抜きしているというような感じがするので何うのですか、そういうことはないでしょうか。

○島居参考人 おっしゃるようなことは、もう絶

対ないと思っております。

また、その三人だけではなくて、その他についても今後とも協力をわれわれもお願いする次第でございますし、向こうもそれは承しておるわけでございます。よろしくお願いいたします。

○日野委員 現在の事業団の体制が非常に強化された、組織的にも技術的にも強化されたというふうに先ほどからずっとお話があるのですが……

「むつ」の総点検について、原子力船「むつ」の遮蔽改修についてという改修計画が事業団から出された。それから原子力船「むつ」総点検、改修スケジュールの概要が原子力船開発事業団から出された。これは一番最初のは昭和五十年十一月二十五日でございますね。ちょっと確認したいと思

います。

○倉本参考人 これは私どもの方から「むつ」総点検・改修技術検討委員会の方へ御報告をいたしまして、御検討の上、同委員会から十一月二十五日の第一次報告というものの私どものお出ししたスケジュールがついておるわけでございます。

○日野委員 いま私が指摘しました遮蔽改修とそれから安全性総点検、この二つの計画が出された経緯についてちょっとお話をいただきたいと思

います。これは、事故が起きたのでこういうふうになりまして、この官庁とか関係機関からのプッシュがあったのかどうか。

○倉本参考人 これはあるいは政府の方からお答えいただいた方が適切ではないかと思

検討いたいただくということになりまして、その線に沿って五十年の八月から私どもの方の計画をそのまま提出しておるわけでございます。

○山野政府委員 政府の決定も絡みますので、私、若干補足申し上げたいと思

います。

「むつ」総点検・改修技術検討委員会の開催につきまして、実は原子力委員会におきまして原子力船懇談会というものをつくりまして、今後のわが国におきます原子力船開発のビジョン、その中における「むつ」の位置づけといったふうなことをいろいろ検討されたわけでございます。その結果、今後の「むつ」の進め方について一つ提言されました。

その中の一つとして、今後はこの事業団の行います総点検、改修につきましては、広く各界の専門的な意見を聞きながらやるべきであるということ、それからいま一つは、科学技術庁、運輸省が本件の監督官庁になっておるわけでございますが、科学技術、運輸省の連携も十分密にするようにという二つの配慮から、この「むつ」総点検・改修技術検討委員会というものをつくることになったわけでございます。この場で事業団の進めます総点検、改修の概念設計以降工事の実施に至るまで、あらゆる段階でこの第三者機関のチェックを受けながら、再び四十九年に起こしましたようなトラブルのようなものを起こさないようにするという配慮でつくられたという経緯でございます。

○日野委員 倉本さんにちょっともう一度確認させていただきます。

私が言いましたこの二つの計画ですね、遮蔽改修と総点検の二つの計画ですが、これが事業団内で作成されたのはいつとおっしゃいましたか。

○倉本参考人 この計画につきましては、私どもの方で五十年の春ごろから具体的にいろいろ計画を練っておりまして、この安藤委員会の方へ御提出いたしましたのは、たしか十月ごろではなかったか、現在はその年次は覚えておりませんが、十月ごろだったと思

います。

○日野委員 さつき局長の方からお話が合ったのでちょっと補足して伺っておきますが、まず大山委員会が設置されたのが昭和四十九年十月二十九日の閣議決定だったと思

います。この委員会を設置した法的根拠と言いますか、それはどのようなものと御理解になっておられますか。

○山野政府委員 特に法律に基づいて設置された審議会といったふうなものではございませんで、四十九年に発生しました放射線漏れの原因等を究明するために、四十九年十月二十九日に閣議決定をされまして設置された委員会でございます。

○日野委員 それに引き続いて五十年の六月十日に、原子力委員会が「原子力船「むつ」問題についての原子力委員会の見解」なるものを発表されたのは御存じでしょうか。先ほど局長が言われた総点検委員会までいくのは、ここいらからの一つの系列がずっと流れるわけですが。

○山野政府委員 はい、存じ上げております。六月十日に、委員会が「むつ」問題についての原子力委員会の見解というものを決定いたしました。

○日野委員 原子力委員会がこの決定を出すに至った権限と言いますか、法的な根拠、それはどこにあるのでしょうか。

○山野政府委員 原子力委員会は、先生御案内のとおり、わが国の原子力政策の基本的な事項につきまして審議し、決定するという権限をもとと持っておりますので、そういう趣旨において、この「むつ」問題というのはわが国の原子力開発上の根幹にかかわるような重要な問題であるという趣旨で、本件についての決定をされたというふう

に理解いたしております。

○日野委員 この決定は、その中かなり大事なことを言っているのです。「現在「むつ」の原子炉内の放射能は極めてわずかで、改修に際して危険はないと判断される」とか、また「むつ」の計画というのは推進すべきだとか、ずっと言っているわけですが、その決定と、一連の流れとして同じく原子力委員会が昭和五十年の七月二十九日「む

つ」の総点検および改修の実施について」という文書を出しておられる。これは御存じでしょうか。

○山野政府委員 はい。存じ上げております。

○日野委員 それから直ちに五十年八月十二日、今度は科技庁と運輸省が「むつ」総点検・改修技術検討委員会の開催について、こういう文書を出しておられる。これも御承知でしょうか。これはどのような法的根拠に基づいてなされたものか。

○山野政府委員 これは、科学技術庁と運輸省とはもと共管で原子力船開発事業団を監督いたしておるわけですが、この監督を進めまして一態様として、このような第三者機関の委員会をつくりまして、この場で事業団の行う総点検、改修というものを各段階において十分技術的に検討してまいらうという趣旨で、設けたものがございます。

○日野委員 この委員会の仕事の内容とか性格、責任の根拠というものは明らかではないと私は思うのですが、この責任の根拠についてはどのようにお考えになりますか。ただ単に監督機関であるというだけでは不十分だと私は思います。本来であれば、これは、総点検をし、改修をし、技術的に検討をするというようなプロセスは事業団が踏むべきが当然であって、それをわざわざ科技庁と運輸省がこのような総点検・改修技術検討委員会というような組織をつくり上げて、それを運用しておられる。どういう根拠があるのか、ちょっとお聞かせいただきたいのです。

○山野政府委員 先生御指摘のように、この総点検・改修技術検討委員会自体が何らかの権限なりあるいは逆に責任といったふうなものを持つているとは私ももちろん考えていないわけですが、私としては、これはあくまでも第三者機関として、私も並びに事業団にお知恵をかりしていただきたいという趣旨でつくったものでございます。したがって、将来進めます総点検、改修の最終的な責任というのはもちろん事業団が持つておるわけでございます。この事業団を監督するという限りにおいて、科学技術庁、運輸省というものもそ

の監督責任を負っておる、こういうふうにご考えております。

○日野委員 私は、これは非常に心配な点があるんですね。結局、こういった検討委員会のようなところが出てきて技術的な補助をしなれば、事業団というものは実際にはこれだけの仕事をやるのけるだけの能力がないのではなからうかというようなことが実は心配されるわけでありまして、ということが、ちょっと長つたらしいのですが、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、つまり原子炉規制法と略称されるものですが、これの二十四条で、内閣総理大臣が原子炉を設置しようとする者に対する許可の基準を決めているわけですが、そこでは設置者に、「原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があり、かつ、原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること」というのが要件として挙がっております。周知のところでございますが、何かこれだけの突っかい棒をしなれば、事業団というのではそもそも設置の許可基準をも満たしていないのではなからうかというふうな不安が私には非常に強いわけでありまして、この点について事業団の方もそれから科学技術庁の方

もどのようにお考えになっておられるのか、ちょっと見解をお聞かせいただきたいのです。

○山野政府委員 事業団の技術的能力につきましては、先ほど来理事長、専務理事が御説明申し上げましたとおり、現在の事業団の部内におります技術者でも十分この原子力船開発の技術的能力はあると私も考えておるわけでございますが、過去四十九年にあつたふうなトラブルを起した事例もございまして、再びこういうふうなことのないように、平たく申し上げれば、念には念を入れるという趣旨で、外部、第三者の御意見もよくよく拝聴して過ちなきを期そうという趣旨でございまして、その突っかい棒がなければ事業団の運営ができないというふうに私も考えているわけではないのでございまして、その辺はよく御理解いただきたいと思っております。

○日野委員 事業団、いかがでしょう。

○島居参考人 いま局長からお話しのとおりでございまして、大山委員会によって衣がえをいたしました事業団でございまして十分にやっておりますが、やはりこういう特殊な業務でございまして、一般の信用を高める上においてもこういう措置は必要かと思っておるわけでございまして。

○日野委員 これは、たてまあと本音という大分語弊がありますけれども、たてまあととしてはそうお答えになるだろうと思うのです。

実は、この総点検・改修技術検討委員会の第一次報告というのが昭和五十年十一月二十五日に出されているのですが、どうも妙な方に深入りしてしまつて申しわけありませんが、これによりまして、「当委員会は、今後とも事業団における作業の進捗に伴い、随時、その内容を事前にチェックし、」事前にチェックするので、安全の確保に万全を期することとする。」と、こう書いてあるわけですね。それは、つまり総点検・改修技術検討委員会としては事業団のやることはちよつと頼りにならぬ、事前にこつちにます言つてよこせ、そうしたら、それをチェックして、それについてアグリメントを与えるかどうかはこつちで決める、こう言っているように見えるのです。そして、その遮蔽の改修やら総点検やら、スケジュールその他についてずつとこの報告書には記載があるわけでありまして、この点についていかがでしょう、これはもう今後の運営としては、いろんな改修のプランですね、このプランを総点検・改修技術検討委員会の方に必ず事前にお伺いを立てる、そうしてそれについてはアグリメントをもらわなければならない手をつけられないということに現実にはなっているわけですね。

○山野政府委員 この安全の確保に万全を期するということについての最終の責任者は、事業団の理事長でございまして、そういう趣旨におきまして、この総点検・改修技術検討委員会がここで「安全の確保に万全を期することとする。」と申し出ておりますのは、そういった事業団が万全を期すること

についてこの委員会も十分に協力してまいりましょうという趣旨で、こういうふうにごで申しとおると考えております。

○日野委員 事業団の方にもひとつ、実際のように行われているか、その実情をお聞かせいただきたいと思うのです。

○倉本参考人 現在、私どもの方で遮蔽の改修の基本計画あるいはその模型実験、また総点検等の具体的な計画等やっておりますわけですが、これらにつきましては、ある程度まとまった段階でこちらの委員会の方に逐一御報告を一応申し上げておるわけでございまして、もちろん、そこへ参りますまでの間に事業団といたしましては、事業団内での検討、これも十分行つておりますし、また事業団の中にも、やはり第三者の学識経験者等の御意見等も伺いながらするということ、これは先ほど理事長からも申し上げましたように、専門部会等もつづつて御検討をいただきながら進めておるという形をとっておりますし、また具体的な実施に当たりましては、当然事業団の中にも安全につきましても委員会等持つておりますので、団内でのまた検討についても十分進めていく、それで安全の確保に万全を期するということについては進めておるわけでございます。

○日野委員 ちよつと済みません、こつちに負けないぐらい大きな声でひとつお願いします。

○岡本委員長 ちよつと、後ろ静かにしてください。

○日野委員 私の心配は、一応この原子炉船用炉、「むつ」の船用炉を指すわけですが、船用炉の改修がずつと終わつて、いずれまた安全の審査ということになるだろうと思うのですが、そのときに運輸省や科学技術庁、こつちやって検討委員会をつくらしてそが一生懸命後押しをしてやつたのに、それを今度は安全審査の段階ではねるなんということは、自分の家の中のことを自分の家の中で判断するような非常に形の上としてもまずいことになるんじゃないかというふうな心配、これはだれでも当然持つことですね。どうせあれはなれ合

いさと言われる、そしてみんななれ合いだと思ふ。当然あんなものは信用できないんだ、また反対だというふうなことで、いろいろな問題が発生するような感じがするんですが、そこいらの御心配はいかがでしょうか。

○山野政府委員 この検討委員会は行政レベルで設置したものでございまして、先ほど来申し上げておりますように、私も並びに事業団が独善的にならないように第三者的なチェックをして過ちなきようにいたそうという趣旨でつくつてあるものであります。この結果、将来、安全審査を受けるといふ段階になりました節には、これは事務局は原子力安全局の方でやりますし、それからまた原子力委員会の安全専門審査会で審査をするわけでございますので、この検討委員会が後押しをしたからということでこの専門委員会の審査が手かげんされるといったふうなことは絶対あり得ないと考えております。

○日野委員 私もそう願いたいところなんです、安全審査に対する一つの批判が大山報告書の中に出てくることは科学技術庁の方でも篤と御存じであらうかと思うのです。報告書の引用ということばかりでもちよつとぐあいが悪いので、その中の主な骨子はこんなことであらうかと思ひます。安全審査委員会は「原子炉などの基本設計について審査を行うが、詳しい設計・工事の方法の内容にまでは立ち入ることはない」という指摘がありますね。それから「当面問題となつてゐる原子力第一船の遮蔽について、原子炉安全専門審査会で審査を担当したのは、環境専門の委員を主体とするグループであつた。同グループには放射線防護についての専門家は含まれたが、遮蔽設計の専門家と評価された人はいなかつた点を指摘しなければならぬ。」こういうふうな、つまり安全審査をやるに当たっては必ずしも専門家がそれを担当するのではないのだ、一般論的に言つと、こう読めますね。しかも「一般に大学、研究所の研究者がパートタイマーという形態で審査に當つてゐるので、必ずしも常に最も適当な専門家を当て得

るとは限らない。したがつて、審査の実態についても、申請された原子炉の安全性について、申請者側の計算を再計算によつて確認することなどは事実上困難であり、また原則として書面審査のみであるため、設置許可を決めた原子炉がその後どのように運転されているか、また技術的に問題はなにかなどを絶えず注意し、これを次の審査に反映させるといふ一貫した技術のシステムに欠けるところがある。いうならば、高名で多忙な学者、研究者がこのような実務的な作業を委ねること自体に無理がある。」こう指摘をされているわけですね。この点はわれわれもずっと前から常に指摘してきつたところなんです、現実には安全専門審査会の審査のやり方ですね、どうでしょう、これはこの報告書の指摘を受けて改めるころはあつたでしょう、それとも指摘を受けながらずっと旧態依然であるのか。現実はいかがになつておりましようか。

○牧村政府委員 大山委員会の指摘を受けまして、その後、原子力の安全規制体制についての反省を種々行つてきておるところでございすけれども、すでに先生御存じのように、原子力安全局を設置して原子力の規制体制の強化を図るということがまず第一あつたかと思ひます。

それから、大山委員会の御指摘で現在の設置許可、それからその後の詳細設計の設計認等の規制が二つの省庁によつて行われ、その間に一貫性が欠けるきらいがあるという御指摘がございましたが、この辺につきましては、現在国会で規制の一貫化に関する法律改正の御審議をお願いいたしておるわけでございます。また、原子力委員会が安全と推進を担当するというようなことに対する反省をいたしまして、原子力安全委員会の設置をこゝれまた法案を上程しつてお願いいたしておるところでございます。

それから、先ほどの先生の個々の御指摘に対してでございますけれども、原子力の安全専門審査会につきましては、先生方がパートであるというようないは非常に偉い先生であつて中身

の審査が十分でないという感觸の御指摘でございますが、現在、安全専門審査会の委員のほかに調査委員という制度を設けておりまして、逐次その増強を図つておりまして、安全審査に心要な技術の評価等につきまして専門的な立場から審査に参画するというような制度をつくつてございす。

いたしまして、申請者から出てまいりますいろいろな安全に関する資料につきまして物理的あるいは工学的な解析をお願いし、それを審査に反映しているわけでございます。

なお、そのほか一般的な事柄でございすけれども、このような安全審査が中立的にしかも公平に行われるために、原子力委員会に原子炉安全技術専門部会というのがございまして、安全審査基準の作成等、鋭意その整備に努力しておるところでございます。

なお、現行体制で安全審査を担当するところと設計認の段階の省庁が違ふことに関連いたしまして、この間の連携を密にする必要が当然あるわけでございます、大山委員会からも御指摘を受けておるわけでございます。そのような観点から安全専門審査会の中に船用炉部会というものを新たに設置したわけでございます。なお、これにつきましては、発電用の原子炉につきましてもあるいは研究炉関係の原子炉につきましてもそれぞれ部会を設置しておりますけれども、安全審査の基本的な問題について設計認に十分それを反映させるような議題につきまして調整をさせていただくというような、運用上の改善もいたしておるところでございます。

ただ、問題は、事業団がこれだけの手当をしなれば何とも不安感が残るという現実を、私はこれはやはり直視すべきものは直視すべきではなからうかというふうに思ふのです。これはもう沿革的なことを言えば、昔の事業団というのは確かに大山委員会の指摘のとおり、これはかなりめちゃくちゃなものだと言つと若干語弊がありますがけれども、語弊をいとわずに言えばかなりめっちゃであつて、いろいろな出向してきた職員なるといふのは、責任体制も十分ではない、中には技術の勉強だけに来たんじゃないやなうかというやうな職員もおつたというやうなことが言われているわけでありまして、そういうやうな状態が完全に一掃されたとはちよつと私としても考えにくいのです。

それから、安全審査が申請者から出た書面のみによつて行われておるといふやうなお話でございますが、これにつきましては、従来から必ずしもそれだけでやつておつたわけではございませんけれども、その御指摘も受けまして、原子炉規制課員の増員を図るなど事務局の強化を図りつつ、たとえば安全審査で非常に重要な安全性の解析評価の問題等につきまして、安全審査会みずからがそれを実施するといふやうな制度を導入しております。ただ、これはみずからと申しまして、安全審査会は手足がございせんので、その便法いたしまして、日本原子力研究所のやうな安全解析等を担当する部門がございすが、そこと連携

それで、昔からずっといる職員が現在どのくらい残つてゐるかという点について、わかる範囲でひとつお聞きをいたしたいと思います。

○倉本参考人 現在、技術部関係で定員という形で一応二十一名ほどおりますけれども、この中で、昔から申しますか、放射線漏れ以前からおる人間といえますのは五名でございます。

○日野委員 あとは一新されたということでしょうか。

○倉本参考人 あとは全部新しい陣容でございます。

○日野委員 いまこの事業団法の一部改正についての論議をやっているわけなんです、具体的に伺いたいのだけれども、現在、一部改正案が通らないためにどのような不自由がありますか。具体的に挙げていただけませんか。

○島居参考人 まず第一に、職員が意気阻喪するわけでありまして、これはひとつ御同情願つてなるべく早く通していただきたいと思っております。

それから、予算の面におきましても、積極的に活動いたしかねますので、たとえば増員とかいうこともございませぬし、むしろ減らされておりました、なかなかやりにくいという予算の面が非常にございまして。

大きな問題はそういうことでございます。

○日野委員 政府あたりの説明によれば、昨年、五十一年の三月三十一日を過ぎても事業団法はそのままずっと残っているのだ、だから全然心配は要らぬのだ、このような説明をしておられるのですが、現場におられる方は、そういう説明ではやはり納得できていないということでしょうか。

○島居参考人 まず「むつ」の乗組員の方も、動かないからということで人員も減らされました。しかし、乗組員は、いつでも動けるように、つまりエンジンは補助ボイラーその他いつでも維持しなければなりません。ぼんやりしておるわけでもございまして、非常に働いております。

それから、こちらにおきましても、いまのようにいろいろな積極的な長期の計画ということも差し控えなければなりませんので、そういうことはひとつお察し願いたいと思うわけでございます。

○山野政府委員 若干補足させていただきます

が、従来、私どもが五十一年三月を過ぎて事業団の運営の態様がどうなるかということについてるの申し上げておりますのは、法律上の解釈の問題を申し上げておるわけでございまして、実態といましては、たゞいま理事長が申しましたように、いまのようになかなか国会において御意思を御決定いただけないという状況が続きますと、事業団の士気にも大きな影響がありますし、また、私どもといいたしまして、国会において今後の意思決定をなさるまでの間は、たとえ予算的に人員増等が認められましても、安易にこれを実行すべきではない、ある程度自粛すべきだというふうに考えておりました、法的な解釈の問題と実態の問題とはまた別でございます。そういう意味におきましても、ぜひこの事業団法の早期成立ということについて御協力をいただきたいと思っております。

○日野委員 今度は質問の観点を若干変えさせていただきますが、先ほど石野議員の質問で四者協定の問題が出ましたから、私は余り四者協定に深入りしないでおきたいと思うのですが、まず、四者協定というのは、これは永久的なといいますが、半永久的な協定として四者間で合意がなされたものである、こういうふうな理解をすることが正しいかどうか、その点まず宇野長官に伺っておきたいと思っております。

○宇野国務大臣 御承知のとおり、四月十四日までにこのことは履行いたしましたというように、四者間で合意したものでございまして。

○日野委員 問題はその期限が切れた後の拘束力でありまして、依然としてずっとこの協定は拘束力を持っている、このような理解に立ってよろしゅうございませうか。

○宇野国務大臣 これは数次にわたって申し上げておりますとおり、政府といたしましては、履行したい、こういう気持ちですと来ておるわけでありまして、今日もまた私たちがいたしましては、四者協定は、先ほど石野委員にお答えいたしましたように、尊重したい、こういう気持ちに

現在が変わりはございません。

○日野委員 市長選挙があったという事情があるのですが、何か新聞等の報道するところによりまして、宇野科学技術庁長官が青森県や青森県漁連ですが、これがむつ市に同調してくれることを希望する、というようなことを発言したやに報ぜられておりますが、その点はいかがでしようか。そして、どのような御意向のもとに、どのような経緯を踏まえてそのような発言をなされたのか、伺いたいと思っております。

○宇野国務大臣 河野新市長が、自分の考えとしてはやはり母港をこの地域につくるべきである、そうしたことを一つの大きな公約として立候補された、そういうことは御承知のところでありまして、特にそうしたことを契機として下北における産業的な基盤もつくりたい、そういうふうなお心だろーと思っておりますが、それに対して住民の方々が賛意を表された方が多かった、それで当選された、こういうことでございまして。われわれといたしましては、母港はどこかということはまだ決めておりませぬし、折衝もいたしておりませぬ。しかしながら、将来の原子力船時代等々を考えた場合には、当然、燃料補給とかあるいは修理点検とか、そういうふうな機能を發揮し得る母港というものは必要である、その母港は従来は一つというふうに言われておりましたが、去る通常国会において私はもうはつきりと、将来に備えるためには複数であつてよし、こういうふうな発言をこの委員会においてもいたしておるわけでございまして。そうしたことに關しまして、やはりはつきりと意思表明をしていただいたということは、政府の考え方そのものに關しまして、一応そうした住民の方々の意思も発表されたのだというふうな受けとめ方をいたしておりました。したがって、それが今後青森県でどのように生きるかということは、これは知事さんのお考え方もあろうし、あるいはまた漁連のお考え方もあろう、そういうふうな意味で、ひとつ新しい問題として提案されたことについての見解でございます。

政府といたしましては、まだいずれのところとも母港の折衝をしておりませぬし、正式に母港の申し入れを受けたこともございませぬ。ただ、いままでの長い経緯の中におきまして、一人の市長候補が母港というものをテーマとして闘われて勝たれたというだけでは一つの大きな厳粛な事実である、これは私は私なりに受けとめたい、こういうことでございまして。

○日野委員 いま私が指摘した記事は、あれは「共同」か何かからでも流されたのか、ずっと数社の記事を見たところほぼ同一の内容なんです、その中で青森県や県漁連も同調してほしいということを書いておられた。そうすると、もうすでにある程度の話し合いがむつ市との間ではついているのかなという感じがしますのであります、そこいら、いかがでしようか。

○宇野国務大臣 むつ市長の正式の申し入れも何もまだ現在ございません。ただ、市長さんが当選なさいました、あいつに地元で国会議員さん等々を御訪問なさったときに、非公式ではございしますが、私もお目にかかったことはございまして、そしていろいろ選挙のそうした苦労話も伺ったことがございまして。しかし、この問題はやはり重要な問題であつて市長だけで解決し得る問題ではありませぬから、まあ政府としては母港という問題は、正式に表明してくださるところがあれば非常に結構な話でありますから、そういうふうな気持ちを申し上げたことであります。

○日野委員 事業団の方に伺いますが、事業団から出された資料によりますと「組織」というところに組織図が載つていて、そこにコメ印がついていて「佐世保市に連絡事務所を開設しております」ということが載つております。この佐世保の連絡事務所というのは、どの程度の規模で、どのような業務を担当しておられますか。

○倉本参考人 これは昨年二月に政府の方から佐世保港へ修理受け入れについての御要請がございまして、佐世保、長崎地区におきまして「むつ」修理につきましての安全性問題等についての

も野党の先生方からいろいろな御意見があったということは、私は与党の理事さんから聞いております。国会は国会としての御判断もございまいしうが、政府としての立場では、今日ただいまの原案で御了解を賜りたい、かように存じておる次第でございます。

○古寺委員　いま御答弁にもございましたが、期間を短縮するとかあるいは将来は原子力船の研究所を設置するとか、いろんな考え方があるようでございます。そういうような御意見に対しては長官はどういうふうに受けとめていらつしやいますか。

○宇野國務大臣 期限の点に関しましては、やはり私たちといたしましても、相当緻密な計画に基づきまして、修繕には三年かかる、出力テストには一年かかる、実験航海には前後二年に分けてまあ五年かかる、そういうふうなことで計算をいたしまして、そしてちょうど前法案としての使命を

ませんしかしながら、やはり将来に向かってわが海運国としてはどうしても原子力船時代を迎えなくちゃならぬ。そのためにはなお一層、こういうふうなよい方法がある、またこうすれば内容が充実する、技術が向上するというふうなこともやはり時代の進展とともにあるかもしれない。そうしたことに對しましては、われわれは謙虚に耳を傾けてりっぱなものに仕上げるというのが本来の姿でございますから、そうした意味合いにおきましては、事業団そのものの内容を整えるなり機構を整えるということも、決していまのままでいいんだというような横着なことは申し上げない、こういう考え方でございます。

○古寺委員 この事業団法の改正案が現在まだ通過していないわけですが、この改正案がまだ通らないということで事業団としていろいろな支障があるんじゃないかと思うのですが、そういう点はいかがでございしますか。

○山野政府委員　事業団法の改正法案がまだ国会で御承認をいただいていない現状で一番困ります。問題点と申しますのは、事業団が今後いつまで継続するか否かということが不明確であります。なじめに、事業団の士気が上がらないということでございます。これが私どもとしましては最も大きな問題点だと考えております。やはり早く国会で御意思を決定していただいて、事業団の職員が安心して職務に専念できるようにしていただきたい。というふうに考えております。

それからいま一つ、国会におきまして今後長期に存続させるかどうかといったふうな御意思が決定されていないわけでもございますので、事業団としましては、技術能力を格段に高めるといふこととで、技術関連部門の人員の増強をしたいと考えておりますが、これも団法が未成立の状態で安易に増強すべきでないという、私ども並びに事業団の考えによって自粛いたしておりますが、こういったふうなことが事業団延長法案の未成立による私どもの問題点かと存じております。

○古寺委員 新しい事業はできるのでございます

力。

○山野政府委員　ただいま法的に事業団が存在しなくなつたわけでは決してございませんけれども、やはり国会とされて今後の存続の御意思が決定されていない現段階におきましては、長期の存続を前提にしたような新しい開発業務、たとえば新しい船用炉の研究でございますとかあるいは第二船の計画を進めるといったようなことは当然でないといふふうに考えております。

○古寺委員 そのほかに、この事業団法が改正になっていないために、いろいろ予算を削減されるとき十分に要求が通らないというようなことはございませんか。

○山野政府委員　現在の状態におきまして、維持管理業務というものは当然に行っていく義務を事業団は負っているわけでございますので、特に財政当局がこの団法が現在のような状況にあるかどうかというようにすることを理由に予算をつけないといったふうなことはございませんけれども、先ほほど申し上げましたような事情で、私どもが十分に予算の執行ができない、これはむしろ私どもが自粛をしていたさえないという面もあるわけでございますけれども、そういった意味で、恐らく団法改訂案が通つておつた場合に予想されるものと比べますれば、やはり予算の執行額は落ちざるを得ないというふうに考えております。

○古寺委員　そうしますと、現在の日本の原子力力船に対する行政というものは非常に後退している、停滞している、こういうふうに使ってよろしいでしょうか。

○山野政府委員 私どもは、原子力船の開発というものは一刻もゆるがせにすべきではないというふうに考えておりまして、国法がこういう状況であることを理由に、事業団が現在最も中心的な業務でございます遮蔽の改修の準備とかあるいは安全性の総点検といったふうな業務を怠つてよろしいというふうには決して思っていないわけでございます。いまして、こういったものは鋭意進めさせておりますし、かつまた、原子力船の研究開発を考えま

す場合に、ただ原子力船開発事業団のみではなくて、基礎的な研究をします原研でございましてとかあるいは船用炉の研究をいたしております運輸省の船舶技術研究所でございましてとか、そういったふうな関係研究機関におきましても鋭意進められておるし、また科学技術庁原子力局といたしましても、原子力平和利用委託費によりまして船用炉等の研究というものを産業界に委託しておるといふような状況でございまして、鋭意この開発研究に努めておるといふ現状でございします。

○古寺委員 先ほど大臣は、十一年のスケジュールに基づいて今回改正を考えていらつしやる、こういうお話があつたのですが、いままでの御答弁にもありましたように、職員は非常に不安を感じておるし、すでにまたその十一年のスケジュールの中に食い込んでゐるわけです。そういうような状態になつてゐる責任はやはり政府であり、長官にあると思うのですが、なぜこの改正案が皆さんの賛成を得られないかというその理由と申しますか、どういふわけで賛成を得られないというふうにお考えでございますか。

○宇野国務大臣 国会で御理解を示していただければ一番いいんでございましょうが、その点に關しまして、やはり国会の先生方はいろんな住民の方々あるいは国民の方々の声に耳を傾けておられますから、したがってそうした方々の意見を申される。したがいまして、私からいたしますならば、ちょうど三年になりますか、そのときに政府の負うべき責めは幾つとも私はあると思います。

だから、そうしたことに對して謙虚に反省をしな
がら、それでまず住民の方々の御理解を賜りたい。
さすれば国会の先生方もその代弁者として御理解
をしていただく面があるのではなからうか。こう
したことで、現在は「むづ」そのものにつきま
しては安全、広く言えば原子力行政そのものにつ
きましても安全ということを第一義として、そし
て、言うならば安全のヘッドライトをつけて開
発をしまし、そうしたこと、資源小国日本とし
ての、將來に備へたいということで努力をいたし
ており

ます。でありますから、今日たいたい「むつ」がまだいまのような状態にあるということに関しましては、これはもちろん政府の責任でございまして、そのために、われわれもこの「むつ」問題が速やかに解決するようになお一層の努力をしながら、こういふふうにご心得でおります。

○古寺委員 私、「むつ」問題のたびに長官とここでこういふやりとりをしておるのでございまして、何と申しますか、私のような田舎者と違いまして、長官は御答弁が非常にりっぱでございまして、一向に進まぬと思うのです。

そこで、具体的に申し上げますと、四者協定でございまして、この四者協定につきましては、前の議事録もございまして、長官は四者協定を履行するために本場に積極的に努力をなさったというふうには私は受け取っていないわけにございまして、そこで、長官はこの四者協定というものが現在生きていっているというふうにお考えになっているのか。まずその点からお聞きしたいと思います。

○宇野国務大臣 現在も生きております。

○古寺委員 それでは、四者協定に対して、現在どういふふうにご協定を履行するようにしようとお考えでございましてか。

○宇野国務大臣 現在も私といたしましては四者協定を尊重いたしております。

御質問の意を体すならば、ただ一つ状況が変わったことがございまして、それは言わずもがな、母港というものを一つの旗印にされて、そして選挙をやられた新しい市長さんが立たれたというところが一つの新しい事実であろうと思っております。これは住民がお選びになったわけにございまして、さような意味合いにおきまして政府といたしましては厳粛な事実として受けとめております。しかし、四者協定は、言わずもがな、青森側におきましては三者おられるわけにございまして、特に漁連の御意向もございまして、さらには知事があの当時最高の責任者として臨んでおられたという経緯もございまして、したがって、その方々の御意見も伺わないことには、ただ選挙にお

いてこうだったということだけで私が軽々に物事を申し上げてよいかどうか、こうしたことにもございまして、したがって、そうしたことは別の新しい現象だ、こういうふうな受けとめておりますが、四者協定そのものに對しましては、今日それは生きており、なおかつ政府はそれを尊重いたしておるといふ立場でございまして。

○古寺委員 この前の委員会では、長官は修理港として佐世保を候補に挙げられて、佐世保市あるいは長崎県の御意向、また安藤委員会の結論を待つて積極的に修理港とし働きかけをするというお話があったのでございまして、現在、長崎の状況は、佐世保市、長崎県を含めましてどうなっているのございましてか。

○宇野国務大臣 もう長崎県の結論、佐世保市の結論は御説明申し上げるまでもなく御承知のところと存じます。だから、それに沿いまして一日も早く修繕をしたいということにございまして、長崎県議会の方では核燃料体を抜いて持つてこいというところでございまして、そこで、どこで抜くか抜かぬかは別といたしまして、まず抜くこと自体に關しましては安全かどうかということが必要でございまして、なぜかならば、その条件を出されまして長崎議会も、知事の諮問機関があつて、その諮問機関が鋭意努力された結果でありますから、私たちそういう事態を想定もいたしておらなかったものでございまして、では安藤委員会にそのこと自体をおかけしようということ、先国会におきまして御報告いたしましたわけでございまして、安藤委員会といたしましては、核抜きをすること自体少しも心配は要りません、そういうふうな結論でございまして、また、もともと申しておるが、抜かなくても大丈夫なんです、こういうふうな意見も安藤委員会は言われたわけにございまして、現在、抜くか抜かないか、そのままだどうかということに關しましては、党の機関がございまして、その党の機関で十分に検討していただこう。そしてその場所がどこかということもまた大

切なことでございまして。安藤委員会の結論といたしまして、洋上では無理でしょうけれども他のところならいいじゃないか、こういうことですから、そういうところがあるかないか、これもやはり大切なことでございまして、そうなりますといまは「むつ」が青森にいるから、じゃ青森でたええばそういうふうな仕事をするのかという答えが返つてまいりますが、そういうことに關しまして、いま真剣に党の方が検討いたしておる最中でございまして、御承知のとおり、その中において市長選挙というものがあつたわけにございまして、私は、この地方住民の意思決定の市長選挙に、たとえば抜くか抜かないかというふうな問題が飛び出すこと自体が、住民の方々にいろいろな判断をしていただく上であつてよいいなものを持ち込んではいけません、だから、安藤委員会の答えがさうであつても、やはり肝心かなめのむつ市で市長選挙がある間はしばらくそうした問題に關しましては言われればむしろじつとしておるべきだ、そういう意味においても、科学技術庁といたしましては言うならばじつとしておつたわけにございまして、もちろん、選挙に對しましては中立であるというふうなことでございまして、そういうふうな姿で今日まで移つてまいりましたので、したがって、出口入り口の問題で出口の問題が、努力をしておりますが、残念ではございますがまだその解決なりあるいは回答なりあるいは四者間の合意なり何にもないわけで、私は、四月十四日に四者協定が残念ながら守れなかったという姿のままで今日まで来ておりますから、したがってそういう姿のままでいふことは長崎側にも御連絡いたしまして、長崎の方では早く持つてこいというお声もあるように私は承つておりますが、現在のところは、その点におきましては出口入り口の關係でしばらく模様をながめておつた。また党の委員会におきまして、今度の市長選にあらかじめそういうふうな問題が予定されるといけませんので、これも余り政策の中に入らないように静かにしておつたというふうにご御理解賜

りたい、こういうふうにご思ふのであります。

○古寺委員 ただいまの御答弁を承つておりますと、まず第一点としては、党内の委員会が何かで検討をしているということが一つ、もう一つは、選挙に對して影響があつてはならないということが第二点、こういうことでこの四者協定を積極的に進めなかつた、あえて静観しておつた、こういうふうな私、受け取つたのでございまして、そのように理解してよろしくございましてか。

○宇野国務大臣 四者協定を積極的に解決するべくしなかつたのだ、こういうふうにおとりになりますと、いささか私たちも怠慢のようになりまして、これにはいろいろの政治問題も絡んでおりますし、したがってあくまでも私たちはこの四者協定を尊重していきたいという気持ちでございまして、そうした四者協定とはまた別に、今度の市長選においては、下北の繁栄のためにもやはり母港はもう一度われわれは考えなくてはいかぬというふうな候補者が当選をされ、またそれを支援される方々も多かつたわけですから、さういふ意味において、私たちは何もこの四者協定の履行を漫然とほうっておいたというのじゃございせん。やはり原子力行政というものは住民との間の信頼關係が大切でございまして、何かこの選挙という場を利用いたしましてわれわれがさあこれと言いなさい、あれと言いなさい、こういうものではなくして、むしろ地方住民の方々の中から盛り上がるそうしたものが、やはり一つの候補者としてまた有権者という立場において本心に燃焼するのが一番いい姿でございまして、そこへ私たちがおせっかいのようなことを言つちやいない、これが党にも相当あつたわけにございまして、決してそれをもつて四者協定の履行のためにわれわれがその義務を果たすことをしなかつたとかそういうふうにおとりにならないでいたきたい、こういうふうにご考へるのでございまして。

○古寺委員 そうしますと、あなたはもちろん自民党に所属していらつしやいますので、与党自民党の御意見というものは十分に尊重しなければな

らないと思いますが、そうしますという、こういうような措置をおとりになったということは、自民党のいわゆる考え方を尊重してあなたがこういうふうな四者協定を静観するというか、あるいは長崎県の問題をそのままにしておくというか、そういうような措置をとった、こういうふうな理解でよろしいのですか。

○宇野国務大臣 四者協定を静観するというのも言葉が果たして正しいか正しくないか、御承知のとおり、非常に大切な市長選挙が始まっているときに、じゃ出口の問題として私たちも極力一日も早く出ていきたいんだ、そして長崎で修理をお願いした以上はそういう態勢にしたいんだ、ところが、長崎の方は核燃料体を抜いてこいとおっしゃるから、じゃ一体どこで抜くんだらうか、青森以外のところにかつこうなそういう場所があれば私は早速抜いて持っていくたでございましょうが、青森も含めましてどこにもまだそういうところの場所も見出せないし、もしそういうことをかりそめに、たとえば非常に大切な市長選挙の前に、じゃ私は青森で抜くことを決意しましたから青森の知事さんよろしく頼みますと言いますが、あるいは長崎側からの要請によれば、それは四者協定を履行するため正しい行動であつたかもしれません、しかしそのこと自体を言うことがやはりいろいろな意味合いにおきまして選挙に重大な影響を与え、かえって政府が恣意的な面で選挙をリードした、リードしなかつたというふうなこともあつてはいけない、こういうふうな考えも私たちは当然働いておりますし、党はやはり地方選挙というのは純粹に、むしろ政党政派を超越したところで常に争われて、本当に地方住民の、そこそこまことに直結するところの先端の選挙でありますから、私はそういう意味で、やはり選挙がある間はもう少しくわれわれもこの問題を常に、サポートしておるわけじゃない、一生懸命に検討したいけれども、もうちょっといろいろなデータを集めろ、こういうことでありますから、そういうふうにおとり賜りたいと思つております。だから、

それを静観と決めつけられましても私もいがかかと思われますし、また静観じゃないということになれば不法介入と言われるおそれもございますし、出口入り口の問題で何も核をまだ抜くとも抜かないとも決定しておるわけではございません、党もそのこと自体をまだ決めておらぬ段階でございますから。しかしながら、四者協定が存在するんだから極力忠実にそのことを尊重して、やはりその趣旨に沿うようにしよう、これはお考え賜れば十分わかることであつて、われわれ決して意地悪なことをした覚えもありませんし、また義務を怠つてサボタージュをしておつたわけでもございません。やはり多分に純粹な科学問題から、この問題は国民の政治的な判断も私はあると思われまますから、さような意味合いにおきまして、今日まで四者協定がまだ履行する段階に来ておらないことに対しては、私は政府としての責任を痛感いたしておる、こういうふうな申しておりますので、御了解賜りたいと思ひます。

○古寺委員 そうしますと、選挙がもしあれば、選挙のたびにこの四者協定というものはそのままにそつとしておくというお考えでございましょうか。

○宇野国務大臣 決してさような意味ではございませんが、今度の四者協定は、その直接四者の中の一人の選挙であつたんだということも、いろいろな意味合いにおきましてやはりわれわれとしては無視できないことであつた、こうお考え賜ればよいのであつて、じゃ衆議院選挙のときもほつておくのか、参議院のときもほつておくのか、こういうことになりました、私は決してさようではない。われわれといたしましては、やはり政策は政策として高々と掲げて今後も前進いたしますが、しかし地元との話し合いということ、これはもうきつとした協定があるわけですから、これを遵守すべく努力するのは当然のことでございます。しかし、今度の市長の選挙においては新しい事態が出ておるといふことは私は厳肅に受けとめなくちゃならぬ、こういうふうな申しておるわけ

でございまして、その新しい事態が出るためにじゃだれがどういふふうな恣意的なことをしたか、そういうことはないわけで、これはそれぞれわれわれの同僚なりあるいは皆さん方の間におきましてそれぞれ主義主張によつて戦われた市長選でございまして、政府がそれに介入した覚えもございませんから、そういうふうなひとつお考え取つていただきまして、私たちが四者協定は今日生きているし尊重したい。しかしながら、四者協定以外の問題に關しまして新しい意思決定がなされたことも一つの厳肅なる事実として受けとめなければならぬ、こう申しておるので、そこら辺はひとつ古寺さんにもおわかり願ふと思うのでございまして、そういうふうな考えております。

○古寺委員 どうも納得できないのですよ。もう一回お聞きしますけれども、なぜ四者協定を積極的に履行しようとするれば選挙に影響があるのか、そういう影響をお考えになつておられたのか、その点をひとつ教えてください。

○宇野国務大臣 一番いいのは、そのまま出ていつて長崎にそのまま入れる状態なら、四月十四日にも「むつ」は動いております。しかしながら、修理港をお願いいたしております佐世保はそのままでいいんだが、長崎県会といたしましては、いやしくも議会の意思によりまして燃料体をどこでも抜けるんだつたら、いまごろもう四者協定は履行できております。しかしながら、燃料体をどこで抜いていいのかという問題に關しては、私たちはあらゆる調査をいたしております。決して手をこまねいておるわけじゃありません。もしそういうことを実現するとすれば、まだ決まっております、しかしもしそういうふうなことが、抜く場所があつたら抜くというふうなことになる、そのためにはどういふところがそれに適当なんだらうかという検討いたしております。しかし、恐らく抜くということになれば、また同じような問題があらにもこちらにも起こる、そういうこともやはり政治的には判断をいた

しておかなくちゃなりません。しかしながら、抜いて初めて入り口においては、佐世保市は不満でございまして、長崎県は、そうか来たか、仕方がないな、こういうふうなことになるというは別々であるけれども決まっておりますが、ではその出口においてそれだけの仕事をしなくちゃならぬ。この仕事は、古寺さん、そう簡単にできないじゃございせんか。あなた方、抜くのは賛成だとおっしゃつていただければ、もういまごろ抜いて入つておるかもしれない。まだまだこれに対しては、それぞれこゝにも御議論があるように、それそれ住民にも御異論がございまして、だから私たちはいろいろとあの手の手を考えておるような次第でございまして、決して腕をこまねいておるのではありません。

党の方もさような意味で、まず抜くことの安全性からやろう。非常に手間のかかる話で、私から言うならば、もうちょっと簡単な方法で党も決断下していただきたいとお願ひをしたいところでありまが、党の方もやはり住民の意思あるいは国民の意思を十二分に尊重しなくちゃならぬというので、非常に一月、二月かかりましたが、安藤委員会にお諮りになつてその結論を得た。その結論はどこで抜いてもいいということでしょう。それを日本国中どこで抜いてもいいということを住民がお認めになるんだつたら、もういまごろ四者協定は履行できておるでございましょうが、抜くちやいかに、抜かせない、そういうふうな声もあり、そういうふうな勢力も現実にあるわけですから、その問題はやはりどうして解決していつてできるだけコンセンサスを得るよう努めるかが政治でございまして、決してわれわれは腕をこまねいておるわけではございませんので、宇野長官非常に怠慢だとおしかりの声は十分私は甘んじて全身に受けております。しかしながら、私は私なりに微力ではございますが努力いたしておりますので、その点も——もう長崎の方にも怒られておるんです。両方から怒られながら何かいい方法はな

いか、こう考えておるような次第でございますから、どうぞひとつ素直にそこら辺はおくみ取り賜りたい、こう思うのであります。

だから、決して四者協定を私は無視してはつとけ、そんなことはいたしておりません。これを極力——四者協定は出ていくことなんです。そのことに關しての四者協定なんです。出ていくためには、核を抜いてこなかったら入れないよというわけです。だから、私たちがいまじつとしておるといふのが現状でございますので、どういふにこれを解決するかということも、今後いろいろな方々の御意見を仰がないことには進まない、こういうふうに思っております。

○古寺委員 もう一回整理しますが、長官は、まず四者協定は尊重して、燃料については大湊港では抜かない、それから修理港については長崎県の方の問題でございますが、安藤委員会の結論を得た上で長崎県と折衝をいたします、こういうスケジュールだったのです。ところが、いまのお話を承つてみますと、何か現在の「むつ」でもって燃料を抜く場合もあり得る、そういう感觸の答弁に受け取れるのじゃないか、こう私は不思議に思つてゐるのです。ですから、選挙はむつ市で行われますよ、しかしこの四者協定を履行する立場からするならば、修理港に關してのいわゆる積極的な働きかけというものは幾らでもできるわけですよ。

安藤委員会の結論が出たのはいつでございますか。その後、長官は長崎県に対してどういう打診をしましたか、もう一回御答弁してください。

○宇野国務大臣 長崎県に対しては打診はいたしております。しかし、向こうにも科技庁の出張員がおりますから、そうしたものを通じまして、常に十二分に情勢は報告しておるつもりでございます。

○古寺委員 時間がなくなりますが、これは十月二十二日の新聞なんです。この新聞によりますと、宇野長官は四者協定を見直すというふうな感觸と受け取れるような閣議後の記者会見の発言があつ

た、こういうことが言われているのですが、長官としてどういふお考えでおっしゃっているのか、私、ちつとも意味がわからぬのですが、見直すというのとは、一体どういうことでございますか。

○宇野国務大臣 見直すという言葉は一切使つておらぬわけですね。だから、それを書かれた記者の主観によりましてそういうふうにおとりになったかも知れません。見直すという言葉は私は一切使っておりません。公式の場におきまして、あの前にも予算委員会がございまして、そこで石野委員から御質問がありましたから、四者協定に關しましては尊重いたします、こういうふうに言つておるわけですね。このままの状態であつてお

四月十四日、残念ながら履行できない、そのまゝの姿でございます。しかしながら、むつの市長選において河野さんが勝たれたという事は、何回も繰り返しますが、これは新しい一つの事実だろう。といつて、河野さんだけの御意向で母港というものができるのかできないのか、これは非常にむずかしい問題で、やはり漁連の御意向、さらには一県の長である知事の御意向というものは非常に大きいのであろうか。しかしながら、河野さんが、そういう母港というものを旗印にして勝たれたということは新しい事態だということ、漁連さんとも知事さんともどもに御認識になつておるところだろう、こういうふうには私は申しておるわけでございます。したがしまして、まだ河野さんから正式に少しもそういう申し入れを受けておりませんし、また他の二者からも受けておりません。その段階で何がましくも見直すというふうなことは言えないはずであります。言つた覚えもございません。そういう言葉を使つた覚えもありません。私は現状認識は、青森県においては河野さんが選されたということは大きな一つの問題点として、それぞれ三者の間においては、そのこと自体は厳粛な事実として私と同様に受けとめられておるのじやなからうか。それが住民の意思だということも、やはり知事さんも受けとめていらっしゃるのではなからうか。賛成、反対は別で

すよ、受けとめていらっしゃるのではなからうか、そういうふうには私は解釈する。

第二番目は、母港そのものにつきましては、いまままだ母港はどことも私は折衝もいたしておりませんし、また正式に、うちは母港だと言われたところとはどこもないわけですが、しかし長い原子力船の歴史から振り返つてみましたときに、母港ということとを旗印にして、それに住民が共鳴をされたというのとは、全くもつて初めてのことでございます。それから、原子力船の行政を推進する政府としては、このことはうれしいことだ、これは私は率直に申し上げておるということでございます。

○古寺委員 それでは記者会見でどういふことをお話しになられたのですか。同じ新聞にでつかく載つていますよ。

○宇野国務大臣 大体うちのメモがありますが、「河野市長が上京すると言つてゐるが、どう対応するか。河野市長のスローガンを理解しているつもりだが、上京された際に市長から正式に聞いた上で、青森県、漁連とどういふふうな話をするか考えたい。政府としても四者協定に關しまして折衝を始めたいと考えてゐる。地元代議士の御意見を聞くことも大切であると考へてゐる。それで四者協定に對しましては、私はじんとして黙つて、青森だけで意見をまとめてきなさい、そういうものじやありません。四者協定履行のためには非常に苦しんでおるのだ。私が積極的に知事さんなり市長さんなり、あるいは漁連の方々にも出會つて私みずから折衝を始めなくちやいけな

に關しては、御承知のとおり私と官房長官と運輸大臣の關係會議がございまして、まだ關係閣僚會議を開くような段階じやございません、そういうことが会見の趣旨であります。

○古寺委員 そうしますと、いまの御答弁を総合しますと、地元の代議士、国会議員の意向を十分に聞く、それからまた根本委員会の意見も十分に聞く、そして地元の県とかあるいは漁連に對して、あなたが四者協定に關する折衝を始めたい、こういう意思表明をなさつたわけですが、その折衝といふのは、どういふ折衝をこれから始めるわけですか。四者協定を履行するという方向で折衝を開始するのですか、四者協定を破棄する方向でございませうか、どちらですか。

○宇野国務大臣 そういうふうには突つ込んでこられませんが、突つ込むというよりも、二者択一、さあどちらかと言われまして、これは大変なことでありまして、決して私は四者協定を頭から破棄するのだ、そんなことは考へておりません。現在も尊重している。尊重するためには青森県の御協力を仰がなければならぬことがあるかもしれないが、たとえばそういうことに對しまして、まだ一言も政府の案としていまだ申し上げておらぬわけですよ。つまり、わが党の方も、こういうことで青森さんに頼むことがあつたら頼め、もう頼まずにいいから、ほかにちゃんとするから、青森に頼まなくたっていいよということが出るのか、まだ何もないわけですね。したがしまして、私としては、そういう意味においては現在も四者協定を尊重してゐます、こういうふうには申し上げておることは御承知だろうと思ひます。だから、破棄するために全部の方々と出會うのだとか、そういうふうにはおとりにならないように、ひとつお願いをいたしたいと思ひます。

当然、この間の事情に關しましては、いま申し上げたとおり、地元代議士さんがどういふふうな御意見を持つていらっしゃるのか、あるいは根本委員会がそれをどういふふうな判断するのか、これは大切なことですから、そちらとも十分にお話し

合いをしながら、私はそうした御意見を耳にしなから、それぞれ三者の方々には、あんたらが来るのを待っているよ、そんなことであつてはいけなないので、やはり四者協定履行のためには私の方から出かけますなり、あるいは私の方から会合を持ちたいがいかがでございましょう、こういうふうに言いますよということを、記者諸君に申しとおるわけでございますね。

だから、そこは、破棄するのか、四者協定どうするのだ、四者協定守る、——仮想の問題ですが、先ほど私がこうしたこうしたこうしたとどと申しておりますとおりでございまして、まだそこまで——やはり会合には出会うなり結論を出して、さあこれしかないぞというのが会合なのか、あるいはお互いの立場を皆理解しながら話し合うのか、それぞれございまして、最初から、三者に出会うから、さああなたどつちにするんだ、こういうふうにおっしゃっていただいては、はなはだ私といまして困る次第でございまして、私たちはいま現在四者協定は生きておる、そういう立場でそれぞれ青森の方々の御意見も伺いたい、こういうふうに通つておるわけであります。

○古寺委員 地元の意見を尊重されるということは大変なこととでございます。しかしながら、一步譲つて、もうむつの選挙も終わりました。その後それでは大臣は地元の国会議員なりあるいは根本委員会に対していろいろ御相談なさつたこともあるのじゃないかと思いますが、どういふふうなお話を受けているわけでございまして。

○宇野国務大臣 具体的な話はまだ一切出ておりません。ただ、一つのムードと申しましようか、そうしたことを話し合ひに際しまして——確かにカーター大統領の原子力問題に関するあいつ提議案から日米交渉が行われて、これを通じて国民の方々の原子力に対する関心度というものが、よい意味においても悪い意味においても、非常に深まったのじゃないか。われわれからいたしますと、私たちの方針を理解してくださる方々もそれと同じようにふえておるのじゃないか、こういう

ふうには私たちは考えております。したがひまして、そうしたこともやはり今度のむつ市における市長選挙においては住民の方々の頭のどこかにも、日本がいまエネルギーについて大変な時代を迎えて、そうして政府がアメリカという大國を向こうに回して本当に悪戦苦闘しておる、そういう姿もじかに映つておるといふふうなお話も承つております。そうしたことが言うならば今後の下北の産業的な基盤づくりとそして母港という問題に関して住民が深い理解を示されたのだ、こういうふうな御意見も私は承つております。現に下北におきましては御承知の、常に古寺委員も主張していただきましてあの大きな原子力発電所の問題もどんと進んでおるといふふうな状態で、最終的にはわが国のエネルギーの大宗を賄つてくれるといふふうな準備もなされておつて、これに對しましても、やはり下北の方々も非常に理解を示されておるといふことも承つておる。そうしたことで、やはり「むつ」そのものに対してはまだまだ私は慎重を期しておりますが、しかし選挙の結果をながめた場合にはそういうふうなことが言えるのじゃないかろうか。こういうことはお互いに政治家である以上は非常に關心を持っておりますから、選挙は。そういう意味におきましては、そういうような会話が非常に頻繁に行われておるといふことだけは私は申し上げていいのじゃないか、こう思うのでございます。東海におきましても幸いにもそれを主張される方が勝つたとか、人形峠におきましてはやはり推進派が勝つたとか、あるいは特別委員会におきまして、やはり国民の統合の一つの物差しでございまして、こういうことはむしろしてはいけない、やはりそういう方向については努力すれば努力しただけのことはあるのだから、というふうなことがいろいろあります。話し合かれておるわけでございまして、では「むつ」をどうするか、青森をどうするかというところまではまだいっておらない。

それは、正式にむつの新市長さんの御意見も十分伺ひ、地元の国会議員さんの御意見も伺ひ、知

事さん、漁連さんの御意見も伺ひたい、こう申しとおるわけで、私は少しも悪いことを言つておらない、こう思うのでございましてけれども、その点もひとつ御了解賜りたいと思ひます。

○古寺委員 あなたが大臣に就任なさつてからほぼ一年を経過しているわけでございしますが、その中で一番大きな問題は、原子力船「むつ」の問題ではなかつたかと私は思ふのです。こういう問題をおなたのような政治姿勢で、国民に納得のいかないような原子力行政というものを今後続けていくならば、日本の原子力行政というものは後退していくばかりなんです。四者協定というものと市長選というものを絡めておつしやいますけれども、四者協定というものは一つの協定ですからきちと守らぬといかぬでしょう。これはもうことしの四月十四日が期限だった。事業団法もそのとおりでございましょう。これもいまだに改正できない。こういうことでエネルギー問題の解決ができるかということは非常に疑問です。なぜあなたがもつと主権性を持って責任のある、誠意のある解決を図らなかつたか、これは非常に残念なことだと私は思ひます。したがつて、いま、この新聞の記事に關しても、あなたは四者協定を見直すなんということはおつしやつていないという御答弁があつたわけでございましてけれども、現時点においては、もうすでに選挙が終わつたのですから、この四者協定をまずきちと実行してみせて、そして国民の信頼を得るようなそういう原子力行政の進め方がまず一番大事な問題じゃないかと私は思ふのです。事業団法の改正よりも以前に、いまこういう問題の解決をおなたが誠意を持って責任を果たしていく大事なときじゃないかと私は思ふのです。内閣改造もあるそうですからどういふふうになるかわかりませんが、でき得るならば、大臣に御在任中にこの問題をきちんと整理をしてパトナッチをしていただきたい、こう思うわけでございまして。

それで、時間がないのでちよつと次に急ぎますが、最近、日本でカナダから原子炉を輸入したい、

こういう動きがあるということをお承つておりますが、これはどういふふうになつておりますか。

○山野政府委員 先生御指摘の、カナダから導入がうわさされておる原子炉というのは CANDU 炉のことであらうと存じますけれども、これはカナダのみならずほかの数カ國におきましてもすでに実用化されて、建設、運転されておる原子炉でございまして。

この CANDU 炉には CANDU 炉なりのいろいろ特徴がある。つまりいいところもあるわけだ、ございまして、わが國の国内におきましてもこれに興味を持つておる産業界の一員もあるわけだ、ございまして、今後この導入問題が具体化しましたときには、政府としまして、この安全性とかあるいは安全審査に必要なデータがあるかどうか、そういったような諸般の面から検討していかなければならないといふふうには考えております。

○古寺委員 安全性の問題は非常に大事なわけですが、いままでも原子力委員会の審査を通つたものでいろいろ事故が発生しているわけでございまして。この CANDU に類似するような炉がわが國で開発中であるならば、そういうものにもつと力を入れて開発を進めるといふことが望ましいのではないでしようか。どうですか、長官。

○山野政府委員 CANDU 炉に類似した型とおつしやるのは、恐らく ATR のことかと存じます。これは減速材に同じ重水を使つておるといふ意味で、類似しておるといつたふうな表現もできようかと思ひますが、私ども、この CANDU 炉の導入が云々されておるといふことによつて ATR、新型転換炉の開発をスローダウンしたといつたようなことは全然ございせん、ATR の開発というのは現在も鋭意進めておるわけでございまして。来年の春にはこの原型炉でございまして「ふげん」が臨界に達します、この臨界に引き続きまして運転しまして、その実績によりまして、これに続く次の実証炉の概念設計等も続けてまいりたいといふふうには考えておるわけでございまして、この CANDU 炉と「ふげん」とを絡めて考

えておるわけでは決してないわけでございます。
○古寺委員 時間がもう来ましたが、私、先日アメリカに参りまして、ワシントンで原子力の関係の方といろいろ懇談したのでございますが、そのときに再処理の問題を申し上げました。

〔委員長退席、宮崎委員長代理着席〕

ところが、日本がエネルギーで困ることはない、中国から石油を買うなり幾らでも方法があるんじゃないか、そういう再処理なんか余り考えない方がいいんじゃないか、こういうお話もございました。後からお聞きしますと、現在わが国には約二百発の原爆をつくるだけのプルトニウムがある、こういうようなお話も聞いたのでございますが、そういう点について、長官はどうお考えですか。

○宇野国務大臣 日本はつまりプルトニウム核燃料サイクルは必要だと、アメリカのそれが言ったか知りませんが、私たちはそんなことは決して考えておりません。だからこの間原子力交渉をやったわけで、アメリカもわが国の立場を理解して、最終的には大統領がわかりましたということ、そして判断をして、お互いに合意に達したわけでございますから、その話は、いまさらわれわれの耳をかすべき話ではありません。中国の石油と申ししても、やはり石油も有限の物資でございまして、世界的には三十三年で終わります、こういうふうに言われておるわけでございますから、それを九・七％輸入したままの姿で日本は今後いいかと言いますと、これは余りにも情けない姿で、首の根っこを外国に押さえられて、国民の諸君よ将来大丈夫だ、とだれが言い切れますか。だから、私たちは何としても自前のエネルギーをつくりたい、こういうことでアメリカと折衝いたしましたので、そこも御了解賜りたいと思っております。

そうしたことで、プルトニウムは確かに試験用といたしまして、今日わが国も持っております。二百発と言いますと、これは大変な量で、決してそのような大きな量ではございません。大体、常識で言われますと、十キロあれば一発つくれるんだ、こんなことが簡単に言われます。したがって、十キロで何発だというふうな話でございまして、けれども、大体わが国は、これはもうかつて公表いたしておりますが、はつきり申し上げますと八百六十六キログラムでございます。だから、二百発なんというふうなことは、どこから勘定しましても、余りにも大きな数字であります。この八百六十六キログラムは、現在もう三週間に一回I A E Aの査察を受けて、一グラムたりといえどもろそかにしないという出入り出納簿ができておるわけでございます。これはアメリカの調査団も本当に感心して帰りました。だから、こうしたプルトニウムは御承知のとおりにもろ刃の剣であるということ、この八月十五日の終戦記念日に初めて私は原子力委員長として談話を発表しました。もろ刃の剣だ、そのことを十分理解してその平和利用を進めましょう、こういうふうに出ておられますので、たとえ八百六十六キロございしても、私たちはこれは軍事転用などをする国家ではございません。われわれは、これは平和利用一本で、しっかりと将来これが民族のエネルギーとして役立つということを願っておるわけでございます。

○古寺委員 私はむしろ逆に、核燃料サイクルのかなめをアメリカに押さえられている、こういうふうに感ずるわけです。
それで、先日ワシントンで国際核燃料サイクル評価会議ですがございまして、おたくの方のお役所からも原子力委員の方も参加をしたようでございますが、その報告については、長官は承っておりますか。

○宇野国務大臣 いわゆるINFCCEでございしますが、すべて聞いております。総理にも率直にきく報告をいたしましたのですが、わが国の主張が大きく取り入れられ、またわが国も今後この二年間のINFCCEには責任を持たなくちやなりませんよということ報告いたしておきました。

○古寺委員 先ほども申し上げましたように、わ

が国の原子力行政というものは国際的にも国内的にも非常に多事多難であろうかと思えます。そういうときに当たって、やはりその行政のかなめにある長官は、もつと国民から信頼を得られるような原子力行政というものを推し進めなければ、将来日本のエネルギー開発にとって大きな禍根を残すと言つても過言でないと思ひます。そういう考え方からいって、今後この四者協定の履行あるいは事業団法の改正、原子力船の問題、こういう問題については、任期中は——留任という声もございましたが、ひとつ任期中は全力投球で、もつとまじめに真剣に取り組んでいただきたい、こういうことを私は特に御要望申し上げます、終わります。

○宮崎委員長代理 これにて古寺君の質疑は終わりました。

次に、小宮武喜君。

○小宮委員 きょうは原子力の日ですが、この原子力の日になんで、これを記念するポスターがつくられております。このポスターを拝見しますと、ネオンの光を背景に若い男女が抱き合う図柄で、上の方に「無関心？ 無関係？」という文字が入っていますね。この若い男女の抱き合った図柄と「無関心？ 無関係？」とどう結びつくのか。これは一見して何をこれが意味しておるのか、何を訴えようとしておるのか、大衆にはよくわからなと思うのです。こういうクイズみたいなアイデアはどこから生まれたのか、またポスターのねらいがどこにあるのか、まずそれを説明願いたい。

○宇野国務大臣 このポスターを採用いたしましたのは、最終的に私でございまして、いまの御質問に率直にお答えいたしたいと思ひます。

まず、現在、原子力に対して国民の考え方はどうであらうかということ、われわれもやはり数字をもつて知っておかなくちやなりません。すでに御承知のとおり、昨年の十月でございしますが、内閣が科学技術及び原子力に関する世論調査をいたしました。対象は全国二十歳以上の者五千人ということでございます、もちろんこれは層化二

段無作為抽出法というものでやっているわけでございます。有効回答が三千九百七十二名で回収率は七九・四％、私はこれは相当高いアンケートになったのではないだろうか、こういうふうと考えております。実施機関は、内閣総理大臣官房広報室でございます。その結果、原子力に関する関心というところでございますが、大いに関心ありというのが一八％、少しは関心があるというのが五〇％、関心がない、わからないというのが三二％というところでございます。ついででございますが、原子力の平和利用の推進に関するイエス、ノーの場合は、賛成七四％、反対八％、わからない一八％、こういうふうな数字に相なっております。ただ、具体的に原子力発電の開発の是非ということになりますと、もつと開発する方がよい五〇％、やめる方がよい一五％、わからない三五％、これが実は昨年の十月のことでございます。

ことしになりました、私は先ほど古寺さんへの御答弁でも申し上げましたが、日米原子力交渉、苦しい交渉でしたが、半面におきましては国民に非常に原子力に対する、また大きくはエネルギーに対する関心と呼んでは、こういうことは言い得るのじゃないかと私も思ひます。私も決してサボっておらずに、全国遊説に回つたりやっております。そういう結果、去年のデータではあるが、やはりまだまだ原子力は関心度というものにおきましてももつと深めてほしい、こういうことで、河北秀也というポスターに関する若いアートディレクターがおられます。これは私の科学技術庁のお茶の間懇談会のメンバーでありまして、こういう優秀な人がおられる。この人は特に地下鉄のポスターなんかをおつくりになりました、若者の間で非常に人気のあるポスター作家で、私も相当芸術を理解しているつもりですが、やはり大正の生まれだとちよつとその辺が死角でございまして、そんな人がいたのかということ、この人に三つばかり試作をこしらえてもらいました。そして、まず私といたしました、科学技術にも若い課長連中、若い職員がいますから、そういう人たちを対象に、

この三つのうちから選んでごらんと言いましたところ、圧倒的にこの方がよろしい。つまり制作、文句からすべて河北君一任でありまして、これが一番いい、こういうふうなことで、私は大正だからいささか当初は辟易としていたが、しかし若い人たちがこまめでやろう、またわれわれもいつまでも大正の頭ではいかぬので、昭和の人たちの時代ですから、やはり頭を切りかえて、行政の面でも古色蒼然たるところがあれば切り離したい、こういう気持ちでございましたから、私が最終的には責任を持ってこれを採用いたしました。

二万枚でございますから、そう大した量ではございませんが、はつきり申し上げれば、非常に人氣を呼んでおるのではないだろうか。あちからもこちらからも意外と人氣を呼んでおる、私はそういうふうな解釈いたしております。経緯はそういうことでございます。

○小宮委員 いま大臣はかなり自信を持って言っておりますけれども、逆に言えば、ぼくらの耳に入るところでは、これは何を意味しておるのかよくわからないという人の意見もかなり入ってくるのです。説明を聞くと、なるほどそうかという理解はできますけれども、ポスターというものは、そういう何かクイズみたいな、よくよく考えなければわからぬようなことでは、ポスターとしての意義が半減されるのではないかと気さえるのです。

いま大臣も言われましたけれども、総理府の世論調査に基づいても、平均年齢でいけば、いま言われておるように、原子力に対する関心の度合いからいいますと、やはり年齢の高い人、性別で言えば女性、これは関心がない方ですね。年齢の高い方が関心がないのです。それからまた、学歴で言えば、低学歴の人たちがないというふうになっておるわけですね。逆に言えば、男性は関心があるということですね。それで若い人もまた関心があるということなんです。それから高学歴の人はまた関心があるということなんです、言いかえれば、だから、高校卒でも大体七三ぐらい

の関心があるということが出ておるわけですから、そういった意味では、無関心だとか無関係という、ああいうポスターよりは、せっかく原子力の日にちなんでああいうポスターをつくるならば、原子力、反原子力の人たちもいっぺいおるわけですから、それからまた原子力に対する疑問を持った人もおるわけですから、むしろこういう人々を対象にして原子力の必要性和安全性の問題について知らしめるということが必要ではないのかというように考えるのです。

だから、芸術的にどうだ、美術的にどうだということとは、それは高度の人ならわかりますけれども、一般大衆が見てそれはこうだと言えようような、わかりやすいポスターでなければ——皆さん、選挙のときのポスターは変なポスターつくりですか。一番わかりやすいものでしょう。だから、ポスターというものは、そんなむずかしいものをつくってみたって、そういう人たちはぴんとこないのです。確かに、立ちどまつてこれは何のポスターかなと見るようなことはあつても、それを見してそのポスターが何を意味しておるのかということがわかるようなところに、私はポスターの意義があると思うのです。

まあ、ポスターの論争はしくありませんが、そういった意味で、視点がちよつと違うのではないかとぼくは思うのです。原子力、反原子力の人たちもおる、あるいは原子力に対して疑問を持っておる、そんな人々を対象にポスターということをつくつて、もう少し理解を深めていくということを考えるべきだったのではないかと。私の部屋にも、科学技術庁から持ってきておるものだから一枚張つておるけれども、見た人がほとんど、これは何ですかということをや。そういうことじゃ、せっかくポスターをつくつても余り効果がなかつたんじゃないか、こういうふうに考えるのですが、どうですか。

○宇野国務大臣 ここにも一つございしますが、いまのようなことでPRが大切だ、常に原子力をもつとわかりやすくせよというので、これは私か

ら見れば、まだちよつとごたごた書き過ぎだと言つていますが、しかし常にわが庁におきましては頭を切りかえしておるのです。頭を切りかえろということをやつております。だから、オーソドックスな面はオーソドックスでやつておりますが、私も実は小宮先生と同じ感情がございましたから、制作者に局長を通じていただきました、それがポスターなんだ、関心がある。なるほど、いままで原子力の日ポスターをずっと十四年やつていますが、こんな論争がやられたことはないです。ね。しかも新聞に取り上げていただいたことがない。今回は新聞が取り上げてくださったし、論説には出だし、コラムにも出ました、そしてきょうはまた社説に賛否両論が出ている、これがポスターだと思ふ、制作者はそう言いますからね。ああそうか、なるほどな。われわれもやはりそれはわからないけれども、中を見れば、エネルギーが不足していますよということぐらいは、見られた方はどつかに残つて、意味は何だろうと思う。私は意味も考えましたが、後ろにネオンがついておつてどうなんだと言つと、あの二人は決して享樂ではないんだ。真剣なラフアフェアである、そしてプレスしているんだ。やがてあなたたちの将来、あなたたちのお子さんの時代に、もしも後ろのネオンが消えるような日本だったら大変だから、その意味も込めて、というふうに説明されますと、ああそうか……。説明を受けなければわからぬ面もありますよ。しかし「無関心？無関係？」と書いてあるから、何だろうと思う。そしてそこにエネルギーが足りませんと書いてありますから、そうしたことに関しましては、ある新聞は心憎いポスターだ、こういうふうには書いていますから、私も、ああ、それは心憎いな、こう思つておるのです。いろいろございします。先生のいまの御意見も私は決して無視できません。私の耳にも同じような意見も入っております。したがって、慎重に慎重を期して、決してふざけたポスターではない。一生懸命私も考えて、そしてこの時代、この時点——やはり政治は同じステップを踏んで

おつたらちよつとも進歩は見えませんか、思い切つて、三段ぐらい跳べ。跳んで初めてその効果というものがよかつたか悪かつたか、悪い声が多かつたら反省すればいいし、よかつたらよかつたでそれを進めよう。何もせぬとじつとしておるのはいけないので、飛び出していけということに常に私みずから行政の面において申すものだから、若い人たちがそれに呼応してやつてくれたと思いますので、私といたしましては、そういう気持ちで——もう先生のその御意見は十分拝聴いたしますが、今度はこれだけ新聞が取り上げてくれたというところが、たつた二万枚のポスターがもう何百万部になつて皆さんの目に触れた、こういうふうにも感じております。そうしたことで、いろいろと、あの手この手で原子力に対します国民の方々の御理解、御認識を深めたいと思つておりますので、その点は御了解を賜りたいと思つております。

○小宮委員 それは制作者は商売ですからね。それで大臣も自分で決めたことだから、やはり自己礼賛をやらなければいかぬだろう。しかしながら、原子力の日というのは、そういう意味でポスターが二万枚というのも——これはあるところに行つたら、ある省に行つたら、こんなものははずしてしまふと言われて全部ははずしたところもある。そういうことで、せっかく大臣がこれがベターだと思つて決めたポスターが、役所の中でもずかたんで食うようなことでは、やはりまず政府みずからが役所の中をそれぐらいの気持ちになつていただかぬと、ましてやお役所ですかたんで食つて、ある省でははずしてしまつたというふうな、そういうことの中でいま言われておるようなことはどうも私は気になります。

原子力の日というのは、結局、二十一年前のわが国が国際原子力機関に加盟を決定した日でしょう、それにまたわが国が十四年前初めて原子力発電に成功した日でもあるわけですね。それを記念して十月二十六日を原子力の日と決めたわけですが、けれども、私は、いまの現状はどうか。当時は与野党満場一致で、原子力の平和利用をひとつやろ

うじやないかということを決めた。そういう方針が決められたにもかかわらず、今日では原子力行政に対する不信感というものが非常に生まれてきている。しかも原子力発電所が遅々として進まぬ。それで、いま私たちのこの委員会にかかつておる原子力三法その成立が危ぶまれておるという状況の中で、政府がただこれを、それらの原因が無関心とか無関係だという問題だけで解決できるものと私は考えません。だから、そういった意味ではやはりもっとも原子力の推進の具体的な対策を工夫すべきじゃないのか。だから、これも一つの方法として、考え方は違いますが、私も大臣は大臣で、あれで充分役立ったということでも喜んでおりますけれども、またそういう場合には、ばくはいつも言うのですが、たとえば長崎の佐世保とか長崎県に対していろいろな原子力の問題を説明する場合のあいひつたむずかしい言葉で書いたって——またこれはやさしく書けという方がむずかしいのです。しかしながら、漁業者の方々にああいような専門語を使って、幾ら厚い本を何十冊やっただって、それはなかなか理解しにくいのですよ。だから、そういった意味では、やはり大衆にわかる言葉で話しかけて、それで大衆との感覚のギャップを埋めるといふような努力と工夫を今後一段と検討してもらいたいということ、私の意見を申し上げて、次は本題の「むつ」問題に移ります。

先ほどからも「むつ」問題について質問があつておるわけですが、大体原子力船の「むつ」はその後どうなつておるのですか、その後のことはどうですか。

○宇野国務大臣 あそこにもそのままじつとしておるわけでありまして、だから、入り口の方はもう態度を決めていただいたのですが、これが一本化しておればなにはなかったでございましょうが、佐世保の御決定どおりならいまごろ入つておるわけでありまして、長崎の方で条件がついて、その条件をどこで満たすかということが問題でございまして、だから、政府は早く離港せし離港せ

いと言われますが、離港せんがためには、その条件を満たさないことには、やはり佐世保にはなかなか入れない。あるいは党で検討していただきまして、たとえば抜く場所はこのことからそこで抜けて、党が言われるのか、もう抜く必要はない、安藤委員会は大丈夫だと言つておるから、もう一度長崎に頼んで、大丈夫だからもう一回そのまま入れてくださいと打診するのか、幾つもあるわけですが、先ほどから申し上げましたとおり、その間に肝心かなめのむつの市長選がありましたから、そういうときにああだこうだというふうな話が出て、住民の方々の御判断をそれだけに向けて何かこれは恣意的だということも、私も決してそういうことはよいとは思いませんから、じつとあそこにいるまま、そして四者協定も私は尊重しておるまま、そういう姿においてやはりむつで市長選を終わって、そして新しい市長さんがどういふ御意向をお持ちか、またそれに対して知事あるいはまた漁連がどういふ御意向をお持ちか、そうしたことを確かめながら早く出口の問題も考えていきたい、こう思つておる次第でございまして、はなはだ努力が足りないことは私もおわび申し上げますけれども、そういう現状であるといつとお考え賜りたいと思います。

○小宮委員 大臣は充分努力しておるということに認めます。しかしながら、どうもこの問題で私が腑に落ちぬことがある。というのは、まずこの問題は、この前も質問したわけですが、結局、長崎県側の燃料棒抜き修理受け入れの回答を受けて、政府は燃料棒抜き修理の安全性について安藤委員会に諮問をした。そこで安藤委員会からは重ねて安全であるという回答がなされました。これは何月何日だったのですか。

○山野政府委員 この七月二十九日でございします。

○小宮委員 そこで、私はこの委員会でも何回も質問した。そのとき大臣が答弁したのは、安藤委員会の答申を受けて自民党内に設けられておる「むつ」対策委員会すなわち根本委員会、この根

本委員会で、燃料棒を抜くか抜かないかを含めて、一カ月間をめぐりに検討し結論を出したいということであつたわけですが、それは間違いではないですね。一カ月間です。これはめどです。しかし、二カ月間というのは一カ月間のめどの範疇に入らないですね。それでしよう。あなたがこの前は、一カ月ずつたつておつたら、いや私は一カ月でやるとは言つておりません、一カ月をめぐりということと言つております。それから、それでは一応一カ月間のめどというのは何日までを一カ月間のめどにするのかというふうな気持ちで、この次はとつちめてやろうと思つておつたわけですが、七月なら、もう何カ月たつていますか。これは一カ月間をめぐりに検討し結論を出すということとはちよつと違いますね。根本委員会は私は怠慢のそしりを免れないと思う。この前、大臣が答弁したように、その検討期間は一カ月間をめぐりにすること、もうすでに三カ月もたつておる、この問題をどういふふうに解釈したらいいのですか。三カ月かかつてまだ根本委員会は余り動いたという話も聞いておらぬ。その点、いかがですか。

○宇野国務大臣 しょうちゅう根本委員長と私は連絡をとつておりまして、決して根本委員会がそういうふうな怠慢な姿であるというものではないです。しょうちゅう副委員長をお集めになつてやつておられます。副委員長はこの佐々木さんもお入つておる。そのほか足立さんを初め、かつての科学技術庁長官経験者が副委員長として入つて一生懸命にいまやつておられるわけです。だから、肝心の入り口の、たとえば長崎の県会の御意向のままにそれを採用して動くといふれば、抜かななくてはなりません。では、どこで抜くか。安藤委員会は安全だと言つておるがどこで抜くのだという問題等々に関しまして、やはりそれがあるならば十分調べなくてはならぬということで、根本委員会はそうした会合の結果、調べたか、こゝを調べろ、あそこを調べろといふふうなことで、いろいろと手を尽くされておるわけであつて、

決して一つの答えを持つてその答えだけで動いておるといふのではなくして、やはり佐世保のままなら何のことはないが、長崎県知事が言われた方法に従ふとすればどうするのだ。これに對してしましても、やはり相当な作業をそれ相應の機関に命じてやつておることは事実なんです。だから、それが一月で出る場合も、現在出なかつた場合もあります。そうしたこともございまして、その点もひとつ私からはつきり申し上げまして、事あるごとに根本委員長とは私は連絡して、そのことも委員長から直接承つております。また御指示のあつたことに關しまして、全力を挙げましていろいろ調査もいたしておるということであつて、

いづれにいたしましても、全く青森と関係のない場合もあるし、時と場合によつては青森と関係のある場合もあるといふふうなことでございしますから、その関係のある青森において市長選挙があつたことも事実でございします。そうした点におきまして何か新しい課題を市長さんが抱えてもらわなくてはならぬ、それが確定したものならば結構なんです。確定も何もしないこと、ただうわさだけであつてはこれはいかぬから、しばらくの間はいろいろな意味合いにおいても調査を続けよといふことがあつたことも、先ほど私、申し上げたとおりで、それを静観とおとりになるのか、あるいはそうじやない、いま調査をしておる最中だとおとりになるのかは別といたしまして、そういうこともございしました。しかし、もうすでに新しい市長もできたわけですから、われわれといたしまして、いつまでも拱手傍観いたしておりません。またこの間の記者会見におきましても、青森でひとつ意見をまとめて、新しい時代だから新しい意見があるのかないのか、もとのままなのかまとめていらつしやい、そんなことは私は言いません。むしろ私が乗り出して、それぞれの方々にいろいろなお話を承つて、そしてお互いが最善の方策を見出そうではないか、こういうふうなことも先般も公にしたということであつて、

ざいますので、ひとつ決してわれわれも根本委員
会も怠慢でない御理解を賜りたいと存じます。
○小宮委員 いまの話聞いておられますと、根本
委員会というのがいろいろやられておる内容につ
いては理解するとしても、大臣がここで答弁され
たことと根本委員会がそういう動きをしておるこ
うことは、根本委員会というのは政府、まあ自
民党内に設けられた特別委員会ですから、大臣と
いろいろしつこく接触はしておるようですすけ
れども、しかしながら現実にはすでに三カ月たっ
てもまだ結論が出ていないという状況の中では、
大臣は一月間をめぐって答弁しておつた
けれども、実際はその問題についてはすでにもう
私も、大臣が大分努力しておるから、余り激しい
言葉じゃ言いませんけれども、大臣の答弁したこ
とはやはりこれは誤りであつた、こう指摘せざる
を得ないのです。

それから、これもあるときは質問したよう
に、あなたたちは青森県のむつの市長選挙の結果
をながめておるのではないですかということをお
のとき言つたのです。いまの話聞いておると、
根本委員会というのは、むつの市長選挙で河野市
長が当選するかどうか、当選したならばというよ
うな期待を持って、その間の根本委員会の作業は
すべて、まあ停止とまでは言わなくても、やはり
その間眠つておつたということを推察せざるを得
ないんです。そういう意味で、河野市長の当選
をどういふように評価しておりますか。

○宇野国務大臣 私としては、選挙そのものには
中立で臨みました。なぜかならば、河野さんは自
民党の県連の推薦はもらつておられました。もし
で母港ということを明らかにして戦つておられま
した。言つておれば、大きな政策の上からはわれ
のサイドにおられる方でございます。しかしな
がら、片一方の菊池さんも、原子力船に關しては
全くわれわれと根本的に意見が違つたと申し上げ
ますと、決してそうでもない点もあつたような次
第でありました。

そういうふうなことで、やはりすべては原子力

に対して私は極力一人でも反対者がないようにし
ていくのが政府の立場でございますから、あえて
お二人の方のどちらの方がいいというようなこと
は、申し上げること自体がやはり原子力行政に対
しまして、私はあらざる敵をつくることも避けね
ばならぬ、こういうふうにしておりまして、
あくまでも中立でいたことは、もうこれはどこか
らながめていただいてもおわかり賜うところだろ
うと思ひます。特にわが方の事情を申し上げれば、
やはり国会議員さんでも、ではすべてがすべてど
ちらかの陣営に偏つておられたかと申し上げれば、
そうでもない面もございます。

そうした点におきまして、やはりその選挙の
公約というものの重大性から考えるならば、
堂々と母港をもう一度持ちたいとおつした河
野さんがお勝ちになつたということは、広い原子
力の推進の上からおきましては、私は私自身とし
ては喜んでおるんだ、こういうふうにして上げて
おるということでございます。

〔宮崎委員長代理退席、委員長着席〕

○小宮委員 これは非常に微妙な問題があるの
で、大臣もどうしても歯切れが悪くならざるを得
ないと思ひます。しかしながら、この根本委
員会の作業が進まなかつたというのは、青森のむ
つ市の市長選挙の結果をやはり待つていたとい
ふに私はいままでの答弁からも判断せざるを得
ません。まあそれは私の推測です。

そうしますと、あの市長選挙が終わつて、聞く
ところによりますと、去る十九日までは菊池市長
が登壇しておつたけれども、二十日からは新河野
市長が登壇するようになるといふことを聞いてお
るわけですが、それと、もしもした場合に、政府
としては、そろそろ青森県側とそういう何らかの
この問題についての意向を打診して、いるん
です。

○宇野国務大臣 打診をしたいと考えておる段階
でございます。したがって、地元の国会議員
もおられますから、その方々からも、そういうタ
イミングもございましょう、いろいろございま

から、そうしたことも十分考えながら、私として
は青森の方から話があるというのを待つてゐるの
じやなくして、こちらからむしろ——四者協定も
今日生きておるわけで、そうした問題も含めまし
て、私としては地元の御意向がどうなつておるか
ということに關心して、これはこちらから進
んでお話し合ひをしたい、かように存じておりま
す。

○小宮委員 いまの話の感触からいけば、いわゆ
る青森県側を打診して、それで青森県側の意向が
どうであるかをやはり一応把握した上で、たとえ
ば燃料棒をあそこで抜かしてくれぬかどうかと
か、あらゆる角度から打診をして、それでその方
向が決まれば、またそういう結論を待つてもう一
度根本委員会で検討して結論を出す。その上でさ
らに青森県側に再要請をする、正式に。これは政
府としていま青森県側という正式の話し合ひ
でなくて、まず非公式な意向打診ということにな
るでしょうから、もう一度根本委員会が結論を出
した上で、もう一回青森県側と正式に今度は話し
合ひをするという順序になりますか。

○宇野国務大臣 いま具体的な問題を言われまし
たが、そういうことを、内容はともかくとしたし
まして、やはりそういうかっこうで打診した以上
は党にもお諮りしなくちゃなりません。あるいは
根本さんが私と並行して党の立場で話を聞かれる
ということもございましょう。いろいろなことを
取りまぜながら、やはり党とは緊密な連絡をとり
なおかつ地元の御意向も十分に確かめながらや
つていきたいと思います。

○小宮委員 この辺になると非常に微妙な問題で
すから、どういふ立場で、どういふ考え方で青森
県側との意向打診を始めるのですか。たとえば母
港の問題があるでしょう、あるいは燃料棒を抜か
してくれという問題もあるでしょう。意向打診す
るというのに、何も目的なしに意向打診をする必
要はないわけですから、その辺いかがですか。そ
うしないと、これは受け入れの方にも非常に関係
がありますから、なかなか言えないと思ひますけ

れども、考え方はどういふ考え方で意向打診をや
るのですか。

○宇野国務大臣 いま大体小宮先生の言われたよ
うなことが中心になろうと思ひます。つまり、
青森県とは限りませんが、青森県を含めまし
て、もしも燃料棒を抜いて来いという長崎県の御
意向がいんだ、こういうふうにして党が判断すれば、
青森県を含めてまたどこかかわかりませんが、
抜かしていただきますから、こういうふうにして判
断をしないくちやならない場面もあるうかと思ひま
すし、いや、もう抜かなくなつたつていいんだよ、長
崎の方もよくわかつたからということになれば、
そういうふうなこともございましょうし、いろい
ろな場面が想定されますので、たつた一つや二つ
だけの答えでない私は思ひまして、本当に言う
ならば、あらゆる場面を想定して、本当に御迷惑
を極力かけないように、つまり、いま青森も長崎
もお困りになつておることは事実です、よろし
いという方もおられるし、また非常に困つたこと
だ、厄介なものだと言つてお困りになつておるこ
とも事実ですから、こうしたものを余り全国に拡
散してしまわないようなことも私は考えていかな
くちやならぬと思つておりますので、どういふ打
診をするかと言つていただきますと、まだ青森の
方々の御意向も承つておらないときに、私がこ
ういふ場面もある、あういふ場面もあると言ふこと
自体が、やはり政府としてもちよつとおこがまし
い態度だ、こう思ひますので、もう謙虚に臨みた
いと思つておりますので、御理解賜ります。

○小宮委員 これは常に科学技術庁のお役人の
方々は非常に心配しておる。しかし、やはり長官
とか事に当たる人が政治家ですから、物事をよく
政治的に判断してやるわけです。そうすると、先
ほどから申し上げますように、むつの市長選挙を
待つておつた。幸ひ市長選挙は勝つた。そうする
と、先ほど言葉の中にも出ましたように、燃料棒
をつけたままやろうとするならば、もう一度長崎
県側には要請をしなければならぬ。長崎県知事は
来年の二月末は選挙ですから、それまで要請し

たつてどういその話に應ずることはできませんよ。そうすると、私が言うように、また来年の三月、四月になりますよ。その結果を待つてやる。それからまたどうするか。そうしたら、それではやはり燃料棒を抜かなければいかぬというならば、佐世保にもう一度再要請をする。そんなことをしておつたら、これは来年の後半に実現すればいい方で、そういうことになった場合に、大臣が早々と長崎県側、佐世保に対しては受け入れてくださいと言つて、もう一年も一年半前からそういうような結論を出させ、もう受け入れ先はちゃんと決まつておるわけだから、そういう点、まあおのびりとは言わぬけれども、何かもたまたましてそういうことになつてまいりますと、もうすでに佐世保でも、これはわれわれが行つても、政府は何をやっているのかという声が誘致賛成派の中からも出ているのですよ。だから、皆さん方が一年半たつた、二年たつても、一応決定しておるから、まあこちらの方は少々時間がかかつて、その受け入れの方は決まつておるから安心だといふうなことで取り組んだら、とんでもないことになりますよ。

そこで、大体もう佐世保の方も、たとえば修理をやるいわゆる佐世保のSSK、佐世保重工の労働組合も、今度の去る二十五日の定期大会で修理受け入れの方針を決定しました。それが非常に長くなると、来年の後半か、来年の後半でもいい方で、来年の末になるかも知れぬけれども、そうなつたら、必ずしも皆さん方が期待するような方向に、やはり感情というものは動いていきませんから、そういう意味で、青森県側と意向打診をやるのに大体どれくらいかかりますか。はつきり言つてください。

○宇野国務大臣 また余りはつきり言い過ぎて外れるとおしかりを受けなくちやありませんが、しかし、先ほどから私も責任を痛感して、青森には四者協定ありということと十分存じておるわけでありまして、したがってそれは生きておるわけでございます。そのもとにおいて私としては

やはり最善の努力をしなくてはいかぬ、こういうふうにして申し上げておるわけでございますので、まず青森と早く私は話をつけたい、こう思つております。決して長崎を無視しておるわけではございません。また安心しておるわけではございません。せっかく賛成したのに政府は何をしておるのだという声があることも十分私も聞いております。もう本当にむずかしい問題でございます。したがって、青森におきましては四者協定という一つの具体的な話もございますので、極力早くそれが生きておるといふものとおける話をして、こういふふうに思ひます。

○小宮委員 でき得れば、ただ行き当たりばつたりでなくて、意向打診をやつた、交渉をやつた、それが何か月経くかも知れぬけれども、それがよくやまとまつた、また根本委員会に検討した、またもう一遍青森県側に要請をする、そこで決まつた、また佐世保とかあるいは長崎県側に要請する。そういうふうなことをやれば、ただ行き当たりばつたりいふかぬので、やはり一応今後の日程といふかプロセスといふものをはつきりしてやらぬと、それは当たるか当たらないかは別として、やはり目標をもつてやらぬと、いまの政府のやり方を見ておると、とにかく行き当たりばつたりでその日暮らして、いつ答えが出ようか、いつ出ても仕方がないなというふうな——なるほど、この問題はなかなか性急にはいきませんね。慎重にやらなければいけませんけれども、片一方、待たされておる方は大変ですからね、いつ恋人が来るのかといふことで。だから、そういうふうになるといふ問題が起きてきますので、大体、大臣の胸中もわかつておるし、大臣の苦衷がよくわかつておりますから、ここでばくがはつきり言えと言つてもなかなか言えないこともありましようし、その点はわかりますけれども、とにかく誠意をもつてひとつ取り組んでいただかぬと、もういつまでも——恋人でもいつまでも待たされると結婚が破談になる場合もあるし、そういう問題にもなりかねないので、大臣はひとつその点をよく考えてこ

の問題と取り組んでもらいたいことを希望して、質問を終わります。

○岡本委員長 小宮君の質疑は終わりました。次に、津川武一君。

○津川委員 原子力船の母港をむつに設置するとき、いろいろな放射能が漏れる、放射線が漏れる、危険が完全に解消されていないなどということをおののけながらも、原子力を恐れるのは火を見ておののけだもののようなものだといふふうにして、非常に国民を罵倒し無知扱いにして、原子力船をむつに置こうと決めた。そうしたら、果たせるかな、三年前の九月一日に放射線が漏れた。そして三年前の十月に母港を撤去するという四者協定を結んだ。ところが、それから三年たつていまだに問題はちつとも解決されていない。国民、県民の中には、政府は本当に真剣なのだろうか、こういう疑念がかなり出ております。そのとき、この間のむつの市長選挙で菊池さんが負けて河野さんが当選した。いまの長官のあいさつにあったように、県側を打診する。また漁民や県民、国民の中には、それをいいことにかこつけて母港に、むつに居座るのではないか、四者協定を破るのではないか、こんな心配もささやかれて、だんだんその心配が大きくなつていきます。

そこで、第一にお伺いしたいのは、放射線が漏れたことと協定を守れなかつたこと、これは非常に大事なことでありまして、これをどう反省している、ここからどんな教訓を引き出している、そのところを厳肅に考えないことには、これから何をやつても大変なので、このところをまず第一に伺わしていただきます。

○宇野国務大臣 三年前の放射線漏れの事故に關しましては、政府といたしましても大変な責任を痛感いたしておるわけでございます。これはその後そうした後を継いでまいりました私といたしましても、当然その責任を痛感いたしておる立場でございます。したがって、あはしたことを契機といたしまして御承知のいろいろな委員会が

つくられました。原子力委員会あるいは内閣でもつくられました。そうしたところから、さらに政府は原子力という将来の貴重なエネルギーについてなお一層国民の方々の御安心を願うために、その信頼を言うならば確立するためにも、相当安全行政に關しては力を入れなくちやならぬ、こういうふうな貴重なアドバイスもちようだいたしましたので、御承知のとおり、われわれといたしましては、謙虚に、本当に謙虚に、そうしたことに對しましては一つ一つ積み重ねたいといふふうなことで、御承知の安全委員会の新設ということも、すでに国会にお諮りを申し上げまして御判断を仰いでおる最中でございます。

〔委員長退席、宮崎委員長代理着席〕
その後も私は安全は第一である、安全というヘッドライトをつけない限りは開発をすべからず、安全というヘッドライトのもとで開発を進めていくうではないか。これを私の今日の原子力行政の中心課題といたしております。したがって、「むつ」に關しましても同様なことでございまして、私はそういうふうな気持ちで今日たまたま臨んでおるわけでございます。

四月十四日の四者協定の期限を守り得なかつた、現在もまだ守つておらないということに關しましては、各党の代表の先生方に私みずからおおびを申し上げまして、はなはだ微力では申しわけございませんが、御承知のとおり、出入口の口の問題でございますので、そうした問題を十二分に検討し、なおかつ、これ以上いろいろなところに御迷惑をおかけしやいやいけな、むしろもつと御理解を深めるような努力もしなくちやいかぬ、こういうことで、いろいろと長崎からつけられましては御承知賜つておるところだろつと思ひます。したがって、そういう気持ちでわれわれはあくまでも、初歩でございますから、原子力行政もすでもう二十年もたち、あるいは発電所は十三年たつておりますが、しかしまだまだ、私はこ

れで完成された技術だとは考えておりません。もつと安全なる方途を見出すべきである。幸い今日まで事故が起つておらぬということが、非常にわれわれにとりましてはうれいことなんでございますが、しかしその意味でも、この行政は謙虚に臨まなくちゃならぬ。行政はすべて謙虚でなくちゃならぬが、なお一層われわれといたしましてはそういう気持ちで臨みたい、こうしたことで臨んでおりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○津川委員 長官の言葉にもかかわらず、六カ月でやって二年半後には撤去する、これはその場の苦しさを何とか逃れるための方便であつたんじゃないのか、でたためだつたんじゃないのか、時間かせぎの、国民だましのあれでなかったのか、その後の政府の処置を見てみると、こういう疑念がかなり出てきているのです。本当に原子力の安全というものを、その設計の段階において、実施の段階において、民主的に、学問的にやつたんだろ、うか、また撤去のことについても、本当に国民の意思というものを民主的に尊重してやっているんだらうか、そういう疑念、不安が国民の中にあるわけでありまして、この点で何か言うことがありませんか。

○宇野国務大臣 国民の方々の御意見を尊重し、なおかつ、これ以上原子力行政についてあらざるトラブルを招かないがために慎重になつていられることはお認め願いたい、かように存する次第でございます。

たとえば、長崎がどういう態度であらうが、長崎の漁運がどういう態度であらうが、そんなものは強引に割り込んでいけばいいんだ、佐世保はオーケーじゃないか。果たしてそんなことが今日の時代に許されようか。そういうこともわれわれは十二分に考えて、だから長崎自体も十分にお考えください、佐世保はそのままであらうし、こういうふうに言っていたが、もちろん佐世保自体の問題であらうけれども、県も深い関心があるから県の態度も決定したい、こうおっしゃい

ますから、その間も私たちは待つておつたような次第でございますので、さような意味におきましては、決してわれわれ政府は、国民の意思なり、たとえそれが一部の方であらうとも、その方々の意思をじゅうりんして今日まで事を強引に進めたということはないということも、ひとつ御理解賜りたいと思います。

だから、極力私は、なお一層御理解を深めたい、こういうふうにいるながら、反面におきましては、謙虚に反省をしながら、また片一方におきましては、現在「むつ」の燃料体そのものももうすでに冷え切つた状態にあるから安全なんです、だからさような意味において、そのまま行きましたが安全なんですということを、私はやはり多くの国民の方々にも御理解賜らなくちゃならないと思います。しかし、佐世保の方はそれを了解しましたが、長崎が、いや、そう言われても、やはり抜いて来た方が大丈夫だよ、こう言われますから、実はそれを専門家に検討してもらつたが、抜いても大丈夫だろうけれども抜かなくても大丈夫だという答えが返つてまいりましたが計らいまいしょうか、こうしたこと等々を積み重ねておる次第でございます。私には本当にこの行政は謙虚にやりたいて、こう思つておりますので、ついぞそういうことが、あるいはこう見ていただきますと、何もしておらぬじゃないかというふうに映るかもしれませんが、われわれといたしましては最大の努力を常に傾注いたしておるということだけは御理解賜りたいと存じます。

○津川委員 そこで、原子力船「むつ」をむつ市から撤去する四者協定についてであります。市長選挙がありまして、知事はやっぱり四者協定は守らなければならぬ。むつの市民団体は依然としてその四者協定を守ることこそが国政のよきなめだと言つてゐるし、漁民は、あそこ居座るの、真つ平御免だ、こういう強い意思がだんだん表明されてきております。

そこで、四者協定は間違いなくやり抜くのでしようね。むつに居座ることはないでございませう。

しょうね。三月五日の予算委員会で、この二点に對して長官がきわめてはっきりと申しておりますが、それには変更がありませんでございませうか。

○宇野国務大臣 きのうもきょうも同様の質問がございまして、四者協定は現在生きております。し、私も現在それを尊重いたしておるということ、で御了解したいと存じます。

○津川委員 それならば、いままでのことを厳正に自己批判し考えた上でこれから撤去に向かつてどうするか、そこいらあたりの日程とか計画などを明らかにしないと、これまでだまされ続けてきた県民もちよつと不安になつてくるのです。これからのプログラムというものを公開せ願えればと思います。

○宇野国務大臣 やはりそうしたプログラムというものは極力公にいたしまして、関係地域の方々は御理解を深めることが必要だ、私はこういうふうにして、政府だけでこれはどうして、出口入り口と常に私は申しますが、決して逃げておるわけではなくて、出口入り口の問題でございまして、それそれぞれの御意向も確かめながら、そうしたことをいずれ明らかにしなければならぬ。まあしかし、それは極力早く私もやりたいてものである、こういうふうにしておるわけでございます。

○津川委員 そこいらがやっぱり、皆さんが承知しない。つまり、いまの話を聞いても、具体的に何も進まない話だ。そして県側の意向を打診する、こういうことになるわけだ。そこで、県側の意向を打診する前に、皆さんがちゃんとここで契約した四者協定の履行のために何らかの手をお打ちにならなければ、行動を起こさなければ不安になるわけだ。県側の意向を打診する前に何らかの手を打たなければならぬと思いますが、いかがでございませう。

○宇野国務大臣 これは私自身にもいろいろそう

した思いはございますが、同時に党にも専門の特別委員会が設けられまして、根本先生という大物がわざわざその委員長になつていただいて、あらゆる面の理解を深めようと努力をしておらつたわけでございます。したがって、いま後は十二分に党とも相談をいたさなくちゃなりません。だから、いつ幾日にだれそれさんと出合つてしゃべるのだということが解決になることもあるし、そうではなくして、いろいろと静かに打診をしながらしていくことも話し合いを円満に解決することにもなる、そういうふうには思います。いづれにいたしましても、入り口の長崎で佐世保と同じような御意見を県会も出していただいたのならば、先生、いまごろどうの昔に入つております。ただ、私たちの思いがけない、抜いた方が安全だという諮問委員会の答えによつて県会もそれを決議されたわけですから、これは重大なことでございまして、その一県の問題を私たちが無視して行動を起こすわけにもまいりませんので、さうなことで、いろいろと煩悶し苦しみがたつた。かこの問題を解決したい、こう思つております。だから、そうした意味合いにおいて努力をいたしておるわけですので、御理解を賜りたいと思つております。

○津川委員 つまり、この質疑の中で得られたのは、長官がむつの選挙が終わつた後、県側の意向を打診するということ、これが具体的に出来たわけだ。それは国が何らかの具体的な行動を起こして誠意を示さなければ、私は反省にならないと思つております。

実はこの間の三月の質問のときに、運輸大臣に原子力船の船籍港をむつから抜かないか、そうしたら東京都と相談してみよう、そして地元は、何か国がやるんだなあという、そういう態度に出たわけだ。ところが、今度は運輸大臣からそれはできないと言つてきて、またベテンにかつたという。私が質問してやつたものだから、おまえで政府にだまされた、こんな話なんです。やつぱり絶えず具体的な何かを起さなければなら

ないわけですが、その点で四者合意協定文の中に
おける「使用済燃料貯蔵池の埋立作業を昭和四十
九年十一月から開始する」これは開始しておりま
す。どのくらい終わっておりますか。

○宇野国務大臣 使用済燃料プールの埋め立て
につきましては、これは容量にしまして二百三十
立米あるわけでございまして、深さにして七・三
メートルあるわけでございしますが、土のうで
埋めまして、底から三メートルのところまで埋
めております。この埋め立ては五十年の一月二十
九日に完了いたしております。

〔宮崎委員長代理退席、委員長着席〕

○津川委員 そこで、だまされ続けたむつの市民
は、やっぱり猜疑的になる、疑い深くなる。これ
は無理もない。土のうで埋めても、それを除けば
また同じじゃないか、こういうことなんです。し
たがって、これはいつでもどのように復讐でき
る。協定に従って埋め立て作業というのは、こ
んなものじゃないはずだ。もう一度偽るとき
のためにこんなことをしているのではないかと
いう、疑えば疑える節もあるのです。そこまでむ
つの人を疑わせないでいただければ、進行してい
る現実がそうなんです。

そこで、これはやっぱり誠意を示す意味におい
ても、定係港の付属施設としてあるものを、法に
従って付属施設を除去したという手続をとらなけ
ればならないと思うのですが、この法的な手続は
どうなっておりますか。

○牧村政府委員 現在「むつ」の定係港にござい
ます使用済燃料の貯蔵プールにつきましては、
先ほど原子力局長がお答え申し上げましたような
措置をとりましたので、定係港の施設の中にはそ
れは含まれていないという形で法的な手続をとっ
ております。これは御存じのように、原子力船が
現在建設中の状態にあるのでございます。したが
いまして、冷態状態であるということで、定係港
の陸上付帯施設の一部の施設がなくても十分安全
が保たれるということの判断のもとに、こういう
措置をとったものでございます。

○津川委員 これは原子炉等規制法の第二十六条
に従って手続をとっておりますか。

○牧村政府委員 御指摘のとおりでございます。

○津川委員 その次に、いずれ修理のときは定係
港から出ていって、定係港でなくなる。したがっ
て、陸上の付属施設はどこにもなくなつて、むつ
は単なる港となると思ひます。現在そういう点で、
修理に出かけていく、出かけていったときは定係
港は撤去された、こういうふうな状態になる、こ
のような状態とみなしているのか。修理に出かけ
ていったとき、長崎へ行くかどこへ行くかわかり
ませんけれども、定係港は撤去された、こういう
ふうにみなすことができますか。

○牧村政府委員 現在、定係港を出まして、たと
えば佐世保に行つて修理をするということ等を考
えましても、原子力船「むつ」には設置の許可の
上で陸上付帯施設が必要でございします。したが
いまして、よそへ出かけていったら陸上付帯施設
はもう要らないかという御指摘かとも思ひますけ
れども、私どもはそれは考えておりません。必要
であると考えております。

○津川委員 そうすると、修理のためにむつを出
ていく……何のために出ていくのですか。

○牧村政府委員 修理しておる期間は、もちろん
定係港の機能は必要といたしません。

○津川委員 修理している間は定係港の機能はし
ない、したがって要らない。帰つてこないのではし
やない、定係港でなくなるから、いかがでござい
ます。

○牧村政府委員 原子力船が修理されまして、原
子力船として運航する際には、現在の状態におき
ましては、定係港の陸上の付帯施設は必要でござ
います。

○宇野国務大臣 ちょっととばかり言いましよ
う。

たとえば修理のために出ていった、定係港はど
うなるんだ。定係港を廃止したら、そこへ戻つて
くるわけにいきません。だから、母港は修繕中に
どこかに見出さなくちゃならぬということを私は
申し上げておるわけでありまして、ちょっと局長

の方、混乱してしまいましたから。

○津川委員 大臣の言うとおりならば、陸上施設
は要らない。したがって、修理のために定係港を
出ていくときには、規制法二十六条に従つてやは
り陸上施設撤去の手続をとるべきじゃありません
か。これからの見通しなんです。

○宇野国務大臣 当然「むつ」が、修繕港にきち
と佐世保が喜んでしまふというふうな、たと
えば長崎県でそういうふうなことがオーケーに
なつたとか、あるいはまたどこかに置いて、いや
やは長崎県の意見を尊重すべきだ、したがっ
てどこかが、政府が困つていらつしやるからひと
つうちでめんどうを見ます、構いませんよとおつ
つやうていただいたというふうな場合、そうした
場合には、長らくお世話になりましたと言つて出
ていくわけでございしますから、そうしたときには
定係港というものは四者協定どおり撤去しなく
ちやなりませんか。政府といたしましては、その間
に別の母港を設ける、見つけなくちゃならぬ、こ
ういうふうになるわけであります。しかし、それ
はまだ決まつたわけでもなければ何でもございま
せん。私はまだ抜くとも抜かないともこれは判断
もつておりませんし、その場合はどこだとか、
まだ白紙でございしますので、その点はおしかりを
こうむるかもしれません、いまたとえばのお話
をしただけであつて、決してそのとおり進むもの
でもあるかないか、私は現在具体的な問題じやな
くして、先生が仮にという話ですから、仮にの場
合をお答えした、こういうふうなときにはそういう
ことになる、こういうふうにお答えをしてい
るわけであります。

○津川委員 仮のお話になりましたので、もう一
つ仮のお話をします。

むつ市を四者協定で定係港でなくすると決め
て、そうしてどこかで修理する、港の間をどこか
さすらつてゐる、動いてゐる。そのときに定係港
でなくなる。同じように、いま「むつ」を原子力
船、そういうことで「むつ」の定係港をとつてし
まつて、どこかに定係港を求めてさすらつてゐる、

その間にむつに仮に停泊している、こういう考え
方で、いまして「むつ」の定係港を抜かれませんか。
そうすると、皆さんが政府の誠意を……。私
の言うこと、わかつてくれませんか。

○宇野国務大臣 わからぬことでもございませ
んが、そうしたことの出来ないように私たちが考えたい
と思ひまして、できるだけあれだけのりっぱ
な船でございしますから、修繕すれば私たちの将
来のために役立つ船であるということを考えます
と、やはり極力四者協定は尊重したいと思ひ
ます。また長崎の御希望にも沿いたいと思ひます。
佐世保の御希望にも沿いたいと思ひます。そうし
たことで、できるだけその間においてはリスキー
なことは避けたい。リスキーというのは、「むつ」
を宙に浮かしてしまふというふうなことは避け
たいと思ひますから、やはりどこかにおいてきち
とはつきり母港も見つかつたということを三年間
にもやりたい、こう思つております。幸いにもむ
つの市長さんも母港賛成だ、こうおっしゃつてい
ただいておりますが、これはまだ私は市長さん
のお考えを正式に承つたわけではございませんが、
そのほかにも、まだ正式ではございせんけれど
も、やはり将来の原子力船時代に備えて、おれの
ところを母港にせよと言つておられるところも風
の便りで聞いたりいたしてしております。だから、
そうした意味合いも含めまして母港は複数だと私
は申し上げておるわけでございします。そのた
めには「むつ」が再び海洋にさまよう船でないよ
うに、われわれといたしまして、国民の貴重な
税金をお使いしてつくつた船でございします。決
して無意味な金の使い方をしなかつた、ただその安
全に関してはいろいろ御議論をまいたことは政府
としても責任重し、こう思つておりますので、そ
の点はひとつ御了解賜りたいと存じますから、い
ま先生がおっしゃつたようなことに、ちょっと私
この場でとつさにそうだ、イエス、ノーと言うこ
とはどうかと考えますから、御了解いただきたい
と思ひます。

○津川委員 これで、四者協定を誠実に間違ひな

く実施することを求めて、私の質問を終わらせていただきます。

○岡本委員長 津川君の質疑は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

午後三時四十三分休憩

午後三時四十七分開議

○岡本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。瀬崎博義君。

○瀬崎委員 原子力船事業団法の延長問題が国会にかけられて、これが非常に難航をしているわけでありまして、その原因として、国会における法案の取り扱いといいますが、技術的な法案の取り扱いに起因しているとお考えなのか、それとも「むつ」の放射線漏れ事故が決定的に明らかにしたこととして、安全を無視した開発体制であるとか、あるいは安全審査体制などの原子力行政が国民の信頼を失っている、非常に間違つたものである、こういうふうなことが原因になって国民的な合意がなかなか得られない、こういうところが反映して、法案審議が非常に難航するというふうにお考えなのか、どちらですか。

○宇野国務大臣 国会のことは別といたしまして、こうやって熱心に御審議を賜っているわけでございますから、そうしたことも、さらに政府が原子力の安全について責任を持ち、なおかつそのことを国民に御理解賜るという努力がさらに必要だということについて、現在いろいろと国会の審議もそうした意味でおくれがちであつたと私は率直に受けとめて、なお一層原子力行政に関しましては安全を確立いたして、これは口の酸っぱくなるほど申しているわけでございますが、そうした意味で「むつ」の現象を私は謙虚に受けとめております。

○瀬崎委員 そういう謙虚さがあるとすればなんですが、具体的な問題としては、たとえば「むつ」が放射線漏れ事故を起こした。

〔委員長退席、宮崎委員長代理着席〕

もうすでに論議されましたように、その收拾のために、先の見通しも十分なまま四者協定が結ばれる。結局その四者協定は今日履行されないままである。あるいはまた、原子力行政改革は全般にわたるものではありませんけれども、少なくとも原子力委員会を分離して規制は規制担当の安全委員会をつくるべきであらう、こういうふうなことで、大体の国民的コンセンサスになったと思うのだけれども、いざ法案が出されてくると、そこへ全く合意が得られそうにない原子炉設置の許認可権までくつついて、今日ではその安全委員会もつくられるに至っていない。あるいはまた、原子力の平和利用を進める上で保障措置は、たとえ外国との協定、条約がどうであれ、国内措置としては必要なものでありますけれども、この点でも結局、政府が出してくる法案には国民の合意のきわめて得にくい再処理問題がくつついてきて、これ自身については、与党である自民党の方からも改めてこの法案を修正するような意向が示されてくるというふうな事態で、こういうような点では、一つ一つ国民の世論を逆なでするようなことはあつたとしても、何一つ国民に合意の得られるような具体的行為はしてこなかったのではないかと。その中でただ一つ、この原子力船事業団法の延長問題だけは、何とかという姿勢だけが先行したので、こういうところが一番大きな問題ではなかつたかと思うのですが、いかがですか。大詰めにきておりますから、改めてお聞きいたします。

○宇野国務大臣 決してそういうふうなことではなくて、やはり原子力船の問題は、足かけ二年というふうな経緯を経ておることは御承知のところでございます。したがって、すでに寿命が来た事業団であつて、これではせっかくがんばつていただいております方々に活力を与えることができない、そういうことで、ひとつもう十一年間生命をお与えください、その間にりっぱに原子力船「むつ」の使命を果たさすということですから、

これはこれなりに私たちにいたしましたしませんが貫いてまいった主張でございます。

第二番目には、安全に関しましては、決して朝令暮改ではなくして、原子力船「むつ」に端を発した政府の委員会において、安全委員会等々をつくつて、より一層安全性を期せと、委員会の全く公正厳正なるそうした諮問に対して、私もその実現方を努力すべく出したものでございまして、決して思ひつきだつたとか、あるいはまた何か国民の感情を逆なでするとかいうものではないと私は考えておるのでございます。やはり謙虚に、過去の行政のあり方を考え、より一層りっぱな行政にしたいという心から出した法案ばかりでございますので、その点は御理解を賜りたいと思ひます。

ただ、国会の場に参りますと、こうやって毎日熱心に御審議を賜っておりますが、あるいは通常国会におきましても時間がいささかなくなつたとか、そういうふうなことで、残念にして継続になつたというふうなことも、これはまた物理的な問題として否定できないのではないかと、こういうふうに思ひますので、われわれといたしましては、原子力行政に関しましては自信を持ちながらも、決してまだまだ一〇〇％胸をたたいてよしと云えぬ面もあるかもしれませんが、そんなことではなくして、常に一歩下がつて物事を考え、それを国民の方々に、押しつけではなくして、理解をしてもらふ、こういう姿勢を貫いておりますので、「むつ」に関しましては、基本法の改正にいたしましても、規制法の改正にいたしましても、いずれもそういう私たちの気持ちのみならずおるのだというふうなひととお考え賜りたいと思ひます。

○瀬崎委員 結局、土壇場へ来て与党自民党の方から、せんだつては、十一年延長のところをこれから五年延長に短縮してもいいんだという妥協案みたいなものが示されてきて、きょう現在では、さらにこれが短縮されて、今後三年延長ではどうか、期限を五十五年十一月三十日とする、これが最終案なんだというふうな形で出されてきたわけだ。もちろんその間、五年以上は短縮できないなどと

いう中身として政府ともいろいろ相談しているんだがという話だつたのです。

そこで、お尋ねなんです。この「むつ」の修理とかあるいは点検などの現在出されておる政府の方針、こういうものはこの間に再検討されるのかどうか。またさらに、「むつ」を含めてであります。原子力船の開発全体についての現在政府の持つていられる方針自身に、この期間新たな検討を加えられるのかどうか、この点をお聞きしたいと思います。

○宇野国務大臣 われわれといたしましては、あくまでも原案どおり十一年という期間をお与え賜りますことが一番スムーズに「むつ」の問題を解決していく方途である、こういう確信には現在も変わりはないわけでございます。しかしながら、より一層安全を期してはどうか、さらには「むつ」の事業団そのものについても、いろいろな場面を想定してもっと内容を充実してはどうか、こういうふうな御意見が、単に与党だけではなくして、野党の間からもあるということも私たちは承つております。

したがって、われわれといたしましては原案どおりお進め願ひたいのですが、今日たいまと与党の方からそういうふうな判断が示されたときには、私は私として、その与党の判断にも従つていかなければならないであらう。そしてとにかくにも、いまお互いにあそこで働いていただく方々を考えたのです。あそこで働いている方々が百何名いる。しかも船に三十名乗つていらつしやいますですね。一般の方々は、船にもやっぱり乗っているのですか、その人たちはどうしているのでしょうか、こういうふうな親切に質問してくださる方もいます。そういう問題につきましても、かつて瀬崎委員みずから、身分の安定のないような事業団はどうだろう、こういうふうな疑義も示されておつた等々、私は政治というものは、ある場合には野党にうまく合意をいただくことも大変必要なこととございますから、きょうなことで与党から、そうした人たちのことを考えても、

いろいろまだまだ野党にも異議があるのだから、そうしたことを今後お互いに調整するとして、しばらくは三年ということで、その方々にさらにあすに備えてもらおう、こういう御意見ならば、私もこれは当然耳を傾けて、そうした御配慮に対して心から感謝を申し上げなければならぬ、こういう立場でございます。だから、三年の間、私たちは十二分に修繕に励みたいと思いますし、また、その間におきまして、さらに原子力船に備えるためにはどうするかという問題は、新しい問題として、当然与党からもまた野党からも御意見が出てくるものでありとすれば、やはり政府は、政府の考え方が最善なのだ、そんなものじゃないかと、そうしたことも今後耳を傾けていかなければならぬであらう、私はこういうふうな考えながら、いまちょっと先ほどからそういうふうな事態の変化を耳にして、私自身もそういうふうな所感を抱いたところでございます。

○瀬崎委員 きょうは、自民党の方からはきょうじゅうにも採決をという要求まで出されたくらいなんです。回りくどい説明は抜きにして、もう少し確かな答えをほしいのであります。決して十一年がいいのか、五年がいいのか、三年がいいのかという問題は、五年がいいのか、三年がいいのかという問題ではないとわれわれは考えている。バナナのたき売りではないわけであり、問題は、その中身なんです。先ほどから言っておりますように、今回の事業団法の難航というのは、原子力行政全体が今後どう変わっていくのかという点との関係があるからこそ、これが非常に慎重審議されるし、国民も注目するわけでしょう。そこに全然変化があらわれてこないからこそ、政府は反省してない、本気で改革をやる気はない、こういうふうに見られてくるので、こういうときに事業団法の延長だけというのは認められないということになってくるわけなんです。とりわけその中でも「むつ」をめぐる言え、これを現在の政府の計画どおり修繕することに果たして研究開発上も意義があるのかないのかということも、大きく論議として分かれていく点です。

さらには、原子力船開発計画全体についても、けさほどもある方が質問されましたように、私も質問したように、今日の海運界の状況その他から見ても、原子力船の開発そのものが果たして緊急性があるのかどうかということも大きな論議の分かれ目です。

こういふようなことがあるわけですから、少なくとも自民党の方でそういうふうな年限を短かくしてきつたという中身として、じやいままでのそういう「むつ」の改修計画その他を、あるいは原子力船開発の計画を思い切つて白紙に戻してでも、国民の意見あるいは専門家の意見を聞いて改めましようということに政府側が対応するのかわどうか、ここが大事な点です。この点を的確にひとつお答えいただきたい。

○宇野国務大臣 もちろん、そうした事情の変化に對しましては、私たちといたしましては呼応していかねければなりません。しかし本日自民党から出されたところと承っております期限の短縮に關しましては、一応私たちはそれは修繕に當たるものである。しかしながら、その後は、修繕が終れば当然出力検査もしなくちゃならぬ、さらには航海実験もしなくちゃならぬ、そういうふうな重要な問題もまだスケジュールの中にございます。

これを自民党案だから、三年だから、もうあとは放てきだというわけにはまいらない。やはり船である以上はそうしたことも考えなくてはなりません。

ただ、十一年でお願いしたのが三年になった、じゃその後どうするんだという問題に關しましては、私たちは私たちのスケジュールがございまして、それを実行していくことに与党も御異議なからうと思ひます。しかしながら、現在の原子力船事業団そのものに関しまして、やはりこういう面をもう強化すべきだと、いろいろと与党にもかたじけなき御意見がある。野党にもまた同じような御意見がある。そういうようなことを含めて自民党としては、いまのままの政府のスケジュールだとな

かなか十一年は野党さんのでくれないう、しかながらわれわれも野党の方々の考えをおもんばかつて、お互いに知恵を出してこうだと、政府もはつきりしたことをこうだと言ふならばわれわれとしても当然そうした時代のためにお互いに知恵を出し合おうじゃないか、そういうふうなことも考えられながら、とりあえず修繕をせよ、その後のことは政府も知恵を出す、おれたちも考えよう、こういうふうなお気持ちはなからうか、こういうふうには私は解釈いたしておりますから、当然そうした理解のあるお考え方にはわれわれも許される範囲内において対応していくのが政治ではなからうか、こう思つておるといふことでござい

○瀬崎委員 年限がいかにいうふうなことも、「むつ」の修理については現在政府の持つてゐる計画どおり進めていくのだ、こういうお話ですね。

○宇野国務大臣 いまのところ、私たちは十一年の中の三年は修繕だ、こういうふうにして御説明を申し上げてまいりましたから、いまたちまちそれが一年でできる、二年でできるというふうなものではない、私はこういうふうな考えをしております。

したがいて、われわれといたしましては、与党の方からそうした御相談があったときも、それは修繕期間にしか当たりませんよ。だから修繕はとにかくせよ、しかしその後当然航海実験もいろいろ必要だろう、しかしながら現在のままの姿では与野党のコンセンサスが得られない、やはり議会は極力コンセンサスを得ることが大切だから、その三年の間に政府もまたさらに新しい知恵を出し、われわれも出そう。こういうことで、現在のわれわれがそんな与野党の考え方はだめですと言ふわけにはまいりません。これは原子力、特に原子力船を進める上においては一つの大きな物の考え方ではないか。やはり議会の御判断を仰がないことには、私たちがどれだけ法案を出しましたって、いつまでたつたって法案が上がらなかつたら、それこそわれわれの仕事が推進できないのでございすから、やはり議会は政府のあり

方について常にきちつとしたいろいろなアドバイスをちょうだいするところなんです。私はずいぶん意味でつておるといふことでございす。

○瀬崎委員 結局、いまのお話からいけば、年限の問題のみならず、研究所に切りかえるという案、これはもう先々、国会からも出た話ではありますけれども、中身はやはり「むつ」を今後どのようにするかということが重要な中身である。これはやはり実態の変化ということがあればこそ、事業団が研究所に変わった場合意味のあることにならんではないか、私も、研究所そのものについてもそう単純に賛成できると思つていないんです。原子力研究所だつて遮蔽部分などはほとんどそこであるんだし、あるいはまた船舶技術にも原子力船舶もあることだし、しかし、結果としていまのお話ではつきりしたことは、たとえ年限がどうなろうと「むつ」の修理計画は既定方針どおり進めまうということになります、これは看板が研究所に変わったとしても中身変わらず、こういうふうなわれわれとしては判断せざるを得なくなつてくるので、ますますもって問題はこじれてくるんじゃないかと思ふんです。

そういう中で、一つだけ最後に聞いておきたいのは、職員の身分の安定とか労働条件の問題を言われましたけれども、これは一方でたとえ法律の期限が切れても事業団は今日存在は合法的である、こういうふうな政府が言われたんですから、言われた限りは、政府が責任を持つて職員の給料であるとか身分というものを保障せねばいかぬというところではないかと思ふので、そのことを法案おくれの責任にされては私は主客転倒ではないかと思ふのですが、いかがですか。

○宇野国務大臣 おくれの責任には決していたしておらないわけ。当然、法律上はこれを廃止するといふ法律が成立せざる限り事業団法があり、それは動いておるんだ。ただ、言うならば、もう任期が切れてゐる、そうした状態のもとにおいて、そこで働いてゐる職員に意気軒高たれといふようなことを要求するのは勢い無理でなからう

○宇野国務大臣 おくれの責任には決していたしておらないわけ。当然、法律上はこれを廃止するといふ法律が成立せざる限り事業団法があり、それは動いておるんだ。ただ、言うならば、もう任期が切れてゐる、そうした状態のもとにおいて、そこで働いてゐる職員に意気軒高たれといふようなことを要求するのは勢い無理でなからう

○宇野国務大臣 おくれの責任には決していたしておらないわけ。当然、法律上はこれを廃止するといふ法律が成立せざる限り事業団法があり、それは動いておるんだ。ただ、言うならば、もう任期が切れてゐる、そうした状態のもとにおいて、そこで働いてゐる職員に意気軒高たれといふようなことを要求するのは勢い無理でなからう

○宇野国務大臣 おくれの責任には決していたしておらないわけ。当然、法律上はこれを廃止するといふ法律が成立せざる限り事業団法があり、それは動いておるんだ。ただ、言うならば、もう任期が切れてゐる、そうした状態のもとにおいて、そこで働いてゐる職員に意気軒高たれといふようなことを要求するのは勢い無理でなからう

か。なおかつ、研究をどんどん進めていきたいというのが私たちの気持ちですが、言うならば、まだ正式に新しく期限が定められておらない事業団の増員——増員を図らねばならぬところもありますが、そういうことは現在私たちは慎んで、しておらない。こういうことでございますから、

そうしたことやいろいろな面におきまして、決まていまの状態が事業団そのものにとりまして、あれでいいんだ、いまのまま法律がなくなつていいんだ、そんな横着なことは申しておるわけではないので、やはり事業団法というものがあつてこそ、初めて増員すべきところは増員を要求し、さらに研究費の多く要するところはそれだけの増額を要求するといふことができるのでございます。いまき

わめて遠慮しておる、しかも働いている人たちはお互いに不安定だと私は思うのでございます。そうした意味合いにおきまして、ひとつ十一年の寿命をきちつと与えていただき、その間に、十一年たてばその方々を今度はどうするか、これは当然政府の責任でございますから、そのときはそのときの準備もちゃんといたしますよと従来からお答えいたしております。だから、法案のおくれに直接そういう問題を持つてきて、委員会がこの問題に無理解だ、そんなことは決して申し上げておるわけではない。御質問によりまして午前中から、も、こういう不便があるか、こういう不便があります、こういうふうなことを率直にお伝えしておるのでございますから、そこもひとつ御理解賜りたいと思います。

○瀬崎委員 それほど真剣に考えていらつしやるのなら、われわれの言つてきたことあるいは国民が期待していることをもつと率直に受け入れて、これに優先させてできる原子力行政の改革なり、国民の信頼を取り戻すような安全審査体制をつくるなりされれば、おのずからこういう問題も解決するのではなからうかと思うんですね。ところが私は全く逆になつておると思う。結局、これもいけばその場逃れの小刻み延長の繰り返しというふうなことで、事業団の当面の存続、延長だけを急ぐ

政府と自民党の姿勢に対しては、私はきわめて厳しい抗議をして、本日のところは質問を終わつておきたいと思ひます。

○岡本委員長 瀬崎君の質疑は終わりました。

これにて本案に対する質疑はすべて終局いたしました。

都合により、残余の議事は明日に延期いたします。

次回は、明二十七日木曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時九分散会

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律案

日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律

日本原子力船開発事業団法(昭和三十八年法律第百号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和六十二年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

我が国における原子力船開発に関する諸状況の変化にかんがみ、日本原子力船開発事業団の設立の目的を達成するため、日本原子力船開発事業団法が廃止するものとされる期限を昭和六十二年三月三十一日に変更する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十二年十一月八日印刷

昭和五十二年十一月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

N